

令和6年（2024年）3月5日（火曜日）

第6号

令和6年第1回北海道議会定例会会議録

第6号

令和6年（2024年）3月5日（火曜日）

議事日程 第6号

3月5日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第86号及び第89号ないし第103号
(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (98人)

議長 100番 富原 亮 君
副議長 81番 稲村 久男 君
2番 石川 さわ子 君
3番 小林 千代美 君
4番 清水 敬弘 君
5番 板谷 よしひさ 君
6番 今津 寛史 君
7番 木下 雅之 君
8番 黒田 栄継 君
9番 小林 雄志 君
10番 高田 真次 君
11番 武市 尚子 君
12番 千葉 真裕 君
13番 角田 一 君
14番 鶴羽 芳代子 君
15番 戸田 安彦 君
16番 早坂 貴敏 君
17番 藤井 辰吉 君
18番 前田 一男 君

19番 水間 健太 君
20番 和田 敬太 君
21番 鈴木 仁志 君
22番 田中 勝一 君
23番 鶴間 秀典 君
24番 海野 真樹 君
25番 丸山 はるみ 君
26番 中村 守 君
27番 寺島 信寿 君
28番 水口 典一 君
29番 川澄 宗之介 君
30番 木葉 淳 君
31番 小泉 真志 君
32番 鈴木 一磨 君
33番 武田 浩光 君
34番 淵上 綾子 君
35番 宮崎 アカネ 君
36番 山根 まさひろ 君
37番 植村 真美 君
38番 佐々木 大介 君
39番 滝口 直人 君
40番 林 祐作 君
41番 檜垣 尚子 君
42番 宮下 准一 君
43番 村田 光成 君
44番 渡邊 靖司 君
45番 浅野 貴博 君
46番 安住 太伸 君
47番 内田 尊之 君
48番 大越 農子 君
49番 太田 憲之 君

50番	加藤 貴弘 君	85番	高橋 亨 君
51番	桐木 茂雄 君	86番	平出 陽子 君
52番	久保秋 雄太 君	87番	花崎 勝 君
53番	佐藤 禎洋 君	88番	三好 雅 君
54番	清水 拓也 君	89番	村木 中 君
55番	千葉 英也 君	90番	吉田 祐樹 君
56番	道見 泰憲 君	91番	田中 芳憲 君
57番	船橋 賢二 君	92番	松浦 宗信 君
58番	丸岩 浩二 君	93番	中司 哲雄 君
59番	笠井 龍司 君	94番	藤沢 澄雄 君
60番	中野 秀敏 君	95番	村田 憲俊 君
61番	池端 英昭 君	96番	吉田 正人 君
62番	菅原 和忠 君	98番	伊藤 条一 君
63番	中川 浩利 君	99番	高橋 文明 君
64番	畠山 みのり 君	欠席議員（2人）	
65番	沖田 清志 君	1番	山崎 真由美 君
66番	笹田 浩 君	97番	喜多 龍一 君
67番	白川 祥二 君	<hr/>	
68番	新沼 透 君	出席説明員	
69番	阿知良 寛美 君	知 事	鈴木 直道 君
70番	田中 英樹 君	副 知 事	浦本 元人 君
71番	中野渡 志穂 君	同	土屋 俊亮 君
72番	真下 紀子 君	同	濱坂 真一 君
73番	荒当 聖吾 君	総務部長	山本 倫彦 君
74番	森 成之 君	兼北方領土対策部長	
75番	赤根 広介 君	本 部	
76番	佐藤 伸弥 君	総務部職員監	谷内 浩史 君
77番	池本 柳次 君	総務部危機管理監	古岡 昇 君
78番	滝口 信喜 君	総合政策部長	三橋 剛 君
79番	松山 丈史 君	総合政策部監	菅原 裕之 君
80番	市橋 修治 君	地域振興監	
82番	梶谷 大志 君	総合政策部監	宇野 稔弘 君
83番	北口 雄幸 君	交通企画監	
84番	広田 まゆみ 君	環境生活部長	加納 孝之 君
		保健福祉部長	道場 満 君

保健福祉部 感染症対策監	佐賀井 裕一 君	財政課長	松林直邦 君
保健福祉部 子ども応援社会 推進監	野澤 めぐみ 君	教育委員会教育長	倉本博史 君
経済部長	中島俊明 君	教育部長 兼教育職員監	北村英則 君
経済部観光振興監	榎 信彦 君	学校教育監	山本純史 君
経済部食産業振興監	仲野克彦 君	総務課長	岡内 誠 君
経済部 ゼロカーボン推進監	今井太志 君	議会事務局職員出席者	
農政部長 食の安全推進監	野崎直人 君	事務局長	佐々木 徹 君
水産林務部長	山口修司 君	議事課長	本間 治 君
建設部長	白石俊哉 君	議事課長補佐	松村伸彦 君
建設部建築企画監	細谷俊人 君	議事係長	小倉拓也 君
財政局長	木村敏康 君	議事課主任	古賀勝明 君
		同	成田将幸 君

午前10時1分開議

○議長富原亮君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔本間議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

久保秋 雄 太 議員
佐藤 禎 洋 議員
清水 拓 也 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第86号及び第89号ないし第103号

（質疑並びに一般質問）

○議長富原亮君 日程第1、議案第1号ないし第86号及び第89号ないし第103号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

今津寛史君。

○6番今津寛史君（登壇・拍手）（発言する者あり）今津寛史です。

質問に先立ち、このたびの能登半島地震で犠牲になられた方々に、お悔やみを申し上げますとともに、被災をされました方々に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

依然として復旧・捜索活動が続いておりますが、被災地の一日も早い復興を御祈念申し上げます。

それでは、以下質問に入ります。

初めに、防災・危機管理について、能登半島地震の被災地支援について伺います。

我が会派の代表質問におきまして、能登半島地震のインフラ復旧や被災者の支援など、ハード、ソフトの両面の様々な対応について伺いました。地震発生から2か月がたちましたが、いまだ道路の寸断や水道の断水が続き、1万人を超える人たちが避難を余儀なくされています。

被災県に対し、全国の都道府県が支援を行っており、道では、支援本部を設置し、職員の派遣をはじめ、様々な支援をしていると承知していますが、道の初動対応とこれまでの取組について伺います。

また、近年、災害が激甚化、頻発化する中、同様の災害がこの先も道外で発生することが想定されますが、今回の地震における支援の課題などを踏まえて、今後どのように取り組むのか、伺います。

次に、積雪寒冷期における防災対策について伺います。

このたびの能登半島地震は、まさに厳冬期に発生したものであり、積雪寒冷地である北海道においても、様々な災害を想定した冬期間の防災対策は重要であると考えます。

道では、来年度、厳冬期における実践的な防災訓練や宿泊演習を実施することですが、今後、積雪寒冷期における防災対策にどのように取り組むのか、伺います。

次に、災害発生時の連携について伺います。

私も参加いたしました。2月14日、15日に、美瑛町にて、道や関係市町村、関係機関による十勝岳噴火を想定した総合防災訓練が行われ、陸上自衛隊、警察、消防の合同の救助・救出訓練の状況を、ドローンを使い、災害対策本部に映像を伝達するなど、実際の災害発生時における連携を確認する貴重な機会でありました。

陸上自衛隊第2師団管内では、平成16年度から定期的に第2師団と管内5振興局の連絡会議が開かれており、災害発生時の人命救助、生活支援への隊員派遣など、平時より自衛隊と自治体の連携確認が図られています。

巨大地震など激甚災害発生時には、道が主体的に、関係機関や自治体間の調整を行い、広域連携を進める上で中心的な役割を果たすべきと考えますが、道の見解を伺います。

次に、重要土地等調査法について伺います。

昨年12月に、国は、安全保障上重要とみなす施設周辺を対象とする重要土地等調査法の注視区域や特別注視区域に道内48市町村56区域を指定しました。国は、同法に基づき、指定区域の土地所有者の調査などが可能となりますが、経済活動への影響から、区域縮小を求める自治体の意見もあり、指定区域の理解を得るために、事前の意見聴取制度が創設されたと伺っています。

国の安全保障への協力と地域の経済活動のバランスを取り、地域住民の理解促進が重要だと考えますが、道の見解を伺います。

次に、地方自治法の改正について伺います。

国では、今月1日に、災害や未知の感染症などの非常事態であれば、個別の法律に規定がなくても、国民の生命保護に必要な対策の実施を国が自治体に指示できるようにする地方自治法の改正案を閣議決定いたしました。

この改正案では、国と地方の関係を対等、協力と定めた地方分権の原則は維持されることと承知していますが、道の見解を伺います。

続いて、道路・河川整備等について、河川維持について伺います。

昨年8月の記録的大雨では、上川管内士別市内の2河川が氾濫し、畑地が冠水するなど、上川北部において農作物に甚大な被害がもたらされました。道は、その後の被害軽減のための河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去などに、地方自治体が単独で河川維持を行うことができる緊急浚渫推進事業債を活用しましたが、本事業は令和2年度から6年度の5か年の事業となっており、本年が最終年度となっています。

地方財政措置として、充当率100%、交付税措置率70%であり、今後も自然災害の激甚化を想定した場合、引き続き国に対して事業継続を求めていくべきと考えますが、本事業の本道河川維持に対する効果を踏まえ、道の見解を伺います。

次に、高規格道路の整備について伺います。

広大な北海道において、高規格道路ネットワークは、基幹産業である1次産業や観光業を支える重要な社会基盤であり、一層の整備促進が望まれています。

私の地元では、旭川北インターチェンジから旭川空港に直結する旭川十勝道路の整備が進み、北海道縦貫自動車道と北海道横断自動車道が接続されることで、人、物、情報の交流が一層促進されると期待されており、高規格道路の整備は大変重要かと考えます。

旭川十勝道路をはじめとする、物流の効率化や観光振興などに寄与する高規格道路の整備を着実に進めるべきと考えますが、道の取組を伺います。

次に、幹線道路の整備について伺います。

上川管内幌加内町は、支庁再編により、平成22年4月に、空知管内から上川管内に移管されました。

上川管内の中心地である旭川市市街地と幌加内町市街地を最短で結ぶ道道旭川幌加内線は、救急医療の確保、産業及び観光の振興など、地域住民の生活を支える重要な役割を担っていますが、この道道内にある江丹別峠は、道幅が狭く、急カーブと急勾配が見られ、特に冬期間は吹きだまりにより交通が遮断されるなど、住民生活に大きな影響が出ています。

幌加内町は、旭川市内まで路線バスの運行を計画していますが、現在の整備状況では運行は困難であることから、旭川への通勤、通学、通院がかなわず、家族が離れて暮らすことを余儀なくされる要因ともなっています。

道道旭川幌加内線をはじめとする、地域交流を支える幹線道路の今後の整備に対する道の見解を伺います。

次に、無電柱化の推進について伺います。

電柱を地中に埋設する、いわゆる無電柱化は、市街地の良好な景観形成による経済や観光への好影響、送電線の断線による停電被害防止や、歩行者や車両の安全性向上等に加え、今回の能登半島地震でも見られた電柱の倒壊による交通網の遮断リスク軽減など、災害時の防災性向上に有効であり、安全な市街地を形成する上で大変重要であります。

道においては、国が令和3年度に策定した無電柱化推進計画を受け、令和3年から8年までの5か年を第8期北海道無電柱化推進計画として立案し、道内19市町村、23路線、32キロメートルを整備目標にしていると承知しています。

中でも、災害発生直後から、避難、救助、物資供給等の応急活動のために救急車両の通行を確保すべき重要な路線に位置づけられている緊急輸送道路の無電柱化は優先度が高いと考えますが、無電柱化の進捗状況と今後の対応について伺います。

続いて、環境、ゼロカーボンパークについて伺います。

環境省では、持続可能な観光地づくりの実現を目指し、国立公園において、先行して脱炭素化に取り組むエリアをゼロカーボンパークとして登録し、国内外から訪れる利用者に脱炭素型観光を体験していただく取組を進めております。

このゼロカーボンパークは、平成3年以降、国内10の国立公園で登録されており、道内では、阿寒摩周国立公園、支笏洞爺国立公園、そして釧路湿原国立公園内のエリアが登録されています。

私の地元には、カムイミンタラ——神々の遊ぶ庭とも称される大雪山国立公園があり、多くの観光客の皆様には雄大な自然に触れていただいておりますが、この豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためにも、自然保護と観光の両立は非常に重要と考えます。

道内で登録された地域では、どのような取組が行われ、また、ゼロカーボン北海道を推進している道としても、今後、道内で取組をどのように広げていくのか、伺います。

次に、カーボンクレジットについて伺います。

カーボンニュートラルの実現のためには、企業が二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を自ら削減できない場合に、他企業による削減量や森林等による吸収量を購入するカーボンオフセットという取組が重要です。

国では、昨年2月にGX実現に向けた基本方針が示され、排出量取引制度の一つとして、10月にカーボン・クレジット市場が東京証券取引所に開設されました。また、昨年4月には、参加企業自らが排出量の削減目標を設定し、自主的な排出量取引など、GXを牽引する仕組みであるGXリーグが活動を開始しています。

豊かな自然によるカーボンオフセットのポテンシャルを有する北海道としては、国が認証するJ-クレジットを戦略的に獲得していくことが重要と考えますが、カーボン・クレジット市場の現状とJ-クレジットに関する道の認識について伺います。

続いて、各部の取組状況について伺います。

林業における取組についてですが、道では、今年度から、民間企業と連携して、上川北部などの道有林の一部において、航空レーザー測量を活用した森林由来クレジットの創出を試験的に実施していると承知しています。

今後は、大規模なクレジットの創出、販売する取組を進め、そのノウハウを道が率先して道内の市町村へ普及することにより、本道の森林整備をより一層進めることが重要と考えますが、道の見解を伺います。

次に、水産業における取組ですが、ブルーカーボンの推進については、我が会派の代表質問に対し、道は、年内を目途に策定される推進方向に基づき、地域への取組などを進めていくとのことでありました。

ブルーカーボンの取組は、一部の地域で先行的に実施されておりますが、これから検討する地域が大部分であると思います。今後どのように地域におけるブルーカーボンの取組を進めていくのか、伺います。

次に、農業分野における取組ですが、令和3年に国が策定したみどりの食料システム戦略に基づくゼロエミッション達成に向けた取組の一環として、J-クレジットの取組が開始されています。

道では、農業に係る脱炭素化の促進を目指し、推進しているクリーン農業や有機農業に加え、自然系カーボンクレジットの活用を進めるべきと考えますが、道の見解を伺います。

次に、森林環境譲与税について伺います。

今年度、道や市町村に対して森林環境譲与税として譲与された金額は、道が4億5000万円、道内の市町村全体で33億3000万円となっておりますが、道や市町村において今年度はどのように活用されたのか、取組事例について伺います。

また、これまでの譲与税の活用実績を踏まえ、国において譲与税の配分見直しが行われ、人口による譲与割合が30%から25%に減少し、私有人工林面積による譲与割合が50%から55%に増加することになり、道内の市町村においては令和6年度の譲与額が増加する見込みです。

道としては、道内で取り組まれている優良な事例も参考に、森林環境譲与税を全道でより一層積極的に活用していく必要があると考えますが、今後の道の取組方針について伺います。

次に、野生鳥獣対策について伺います。

我が会派の代表質問におきまして、現在、国においても、鹿の捕獲強化期間の延長や熊類の指定管理鳥獣への指定など大きな節目を迎えており、道としても、エゾシカによる農林被害の増加やヒグマと人のあつれきの高まりなどから、野生鳥獣対策を喫緊の課題と捉え、抜本的に強化するとの認識が示されましたが、関連して、以下伺います。

初めに、熊類の指定管理鳥獣への指定について伺います。

知事は、昨年末から、北海道東北地方知事会の枠組みで国に対して支援要請を行ってまいりましたが、本年2月には、国の有識者による検討会において「クマ類による被害防止に向けた対策方針」が示されたことを受けて、現在、環境省では、熊類を指定管理鳥獣に指定する手続が進めら

れているものと承知しています。対策方針では、「クマ類は、既に指定管理鳥獣に指定されているニホンジカ・イノシシとは、（中略）異なる支援メニューを検討する必要がある。」と指摘されています。

この新設される支援メニューの内容は、道が様々な取組を進めていく上で極めて重要と考えますが、道は、国に対してどのような支援を期待し、どのような働きかけを行っているのか、伺います。

次に、ハンターの育成について伺います。

エゾシカやヒグマを捕獲するには、捕獲の担い手であるハンターの育成が不可欠です。

近年3か年の狩猟免許試験受験者数は、道内で、令和2年度は558名、3年度は762名、4年度は953名と年々増加し、道も、受験機会の拡大や、来年度一般会計にハンター育成確保推進事業費1600万円を計上するなど、改善は図られているものと承知していますが、依然として、銃弾、装備品の高騰や、射撃力を向上させるための訓練を行う射撃場が少ないことから、免許取得後の訓練機会の確保が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、ハンターの育成に対して、道としてはどのように取り組むのか、伺います。

次に、エゾシカの有効活用について伺います。

道では、エゾシカについては、本年1月から、緊急対策期間を設定し、捕獲を強化したことにより、これまで以上に捕獲個体の増加が見込まれます。

エゾシカについては、ジビエ、ペットフード、または動物園などで飼育する肉食動物の餌として与える屠体給餌など様々な活用方法があり、道においても、国の交付金を活用したハード、ソフトの両面の支援メニューに加えて、高度な衛生管理を行うエゾシカ処理施設を認証する制度の創設や、セミナーの開催など、エゾシカの有効活用策が図られており、私の地元・当麻町においても、食育の一環として、駆除した鹿肉を町内の小中学校と幼稚園の給食として提供するなど、民間の取組も進んでいます。

今後、一層増加が見込まれる捕獲個体を可能な限り資源として有効活用すべきと考えますが、道としてどのように取り組むのか、伺います。

ただいま、ヒグマの捕獲強化やハンターの育成、エゾシカの有効活用について伺いましたが、最後に1点、指摘をさせていただきます。

現状、道のヒグマ対策では、ヒグマと人のあつれきを低減させるための出没抑制が急務であり、人身事故防止に向けた取組が最優先で進められています。年間捕獲数は、エゾシカの14万頭と比べ、ヒグマは約1000頭と少ないですが、今後はヒグマの捕獲数が増えていくことが想定され、エゾシカ同様に、ヒグマも本道の貴重な自然資源であり、捕獲個体の有効活用が将来の課題となります。

知事は、本年1月に北海道開拓の村で行われたイベントで、現在公開中の映画「ゴールデンカムイ」の主人公——杉元佐一を演じた山崎賢人さんと、アイヌの少女——アシリパを演じた山

田杏奈さんと対談され、公開翌日に映画館で鑑賞されたとのことでした。

作中では、襲ってきたヒグマを仕留めた杉元にアシリパはヒグマの胆のうを渡し、熊は捨てるところがない、肉ももちろん食える、毛皮も売れるし、脂もやけどの薬になると言います。そして、アイヌ語で、「カント オロワ ヤク サク ノ アランケプ シネプ カ イサム」、天から役割なしに降ろされたものは一つもないという意味のことわざを教えます。

アイヌでは、ヒグマを、山の神——キムンカムイとして畏敬の念を持ち、人間に肉や皮を恵む存在であり、狩りをするたびに感謝の祈りをささげていたとのことでした。

人間以外の生命への尊重を忘れることなく、敬いながらも感謝しつつ自分の命の糧とする、この精神にのっとり、やむなくいただいたヒグマの大切な命を決して無駄にしないための知恵がこれからの我々に求められていることを指摘して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）今津議員の質問にお答えいたします。

最初に、防災・危機管理に関し、まず、能登半島地震における被災地支援についてであります。道では、このたびの能登半島地震により、甚大な被害を受けた被災地に必要な支援を行うため、1月5日に被災地支援本部を設置し、国の応急対策職員派遣制度、いわゆる対口支援に基づき、これまで、輪島市における避難所運営を支援するほか、医師や保健師などで構成するDHEATを含め、延べ800名を超える道職員等を被災地に派遣するなど、様々な支援を行ってきているところであります。

他方、こうした支援活動に取り組む中で、現状では、各都道府県の人的・物的支援の状況が可視化し、共有化されないことや、道としても、被災地に派遣した職員から出されている、生活物資や作業用の備品などを日頃から準備すべき、避難所支援の実務経験のある職員が必要といった意見にも対応していく必要があると認識をしているところであります。

このため、各都道府県の支援状況を可視化、共有化するための仕組みづくりなどについて、全国知事会が行う国への提言に反映されるよう、今後、協議をするとともに、道としても、職員派遣に当たってのマニュアルの整備に取り組むなど、いつ何どき発生するか分からない大規模災害に備え、迅速に被災地支援が行える体制を構築するよう検討してまいります。

次に、災害発生時の関係機関等との連携についてであります。道内で大規模な災害が発生した場合、道や市町村はもとより、全ての防災関係機関が総力を結集し、道民の皆様の生命や財産を守ることを極めて重要と認識しています。

このため、本道の防災行政を総合的に運営する組織として、道をはじめ、開発局や陸上自衛隊、道警察、市長会、町村会など60を超える機関等から成る北海道防災会議を設置し、私が会長を務めているところであり、この会議では、地域防災計画の策定のほか、地震、津波や火山噴火等を想定した防災訓練の実施など、災害対応力の強化に向けた取組を推進するとともに、災害時には、各機関がそれぞれの災害対策本部を設置し、相互に連携しながら応急対策活動を実施する

こととしております。

道としては、今後とも、災害が発生した場合に円滑な応急対策が実施できるよう、市町村や防災関係機関等と実践的な訓練を積み重ねるとともに、日頃から顔の見える関係を構築しながら、本道における防災対策や災害対応に万全を期してまいります。

次に、道路・河川整備などに関し、まず、高規格道路についてであります。広域分散型の地域構造を持つ本道において、高規格道路は、圏域間の交流や連携を強化し、観光の振興をはじめ、地域の活性化に寄与するとともに、災害時には、代替路としての役割を担うなど、本道の持続的な発展に欠かせない、重要なインフラであると認識をしています。

しかしながら、本道の高規格道路ネットワークには多くのミッシングリンクが存在するなど、全国に比べ、整備が大きく立ち後れているほか、暫定2車線区間の割合が高い状況にあります。

このため、道では、本道の高規格道路ネットワークの早期形成に向けて、引き続き、旭川十勝道路の一部である旭川東神楽道路の整備を推進するとともに、地域の皆様と一体となって、未着手区間の早期着手や暫定2車線区間の4車線化など、高規格道路の整備促進について、国などに対し、強く求めてまいります。

次に、無電柱化の推進についてであります。道路の電柱、電線類の倒壊を未然に防ぐことで、防災性の向上はもとより、歩行者などの安全で快適な通行の確保や良好な景観の形成に加え、大規模災害に備えた情報通信や電力基盤の強化にも資することから、無電柱化の推進は重要であると認識しています。

道では、令和3年に策定した北海道無電柱化推進計画に位置づけられた23か所、約32キロメートルのうち、これまで、十勝岳温泉美瑛線など12か所、約24キロメートルの整備に着手しているところであります。

道としては、今後とも、道路管理者や電線管理者で構成される北海道無電柱化推進協議会の場において、事業の円滑な実施に向けた調整などを行うほか、地元自治体や関係機関との連携を強化しながら、無電柱化の推進に取り組み、安全で良好な市街地の形成に努めてまいります。

次に、カーボン・クレジット市場の現状などについてであります。J-クレジットは、再生可能エネルギーの導入や森林による二酸化炭素の吸収などにより創出され、その取引により、温室効果ガスの効率的な削減を社会的に推し進める仕組みであり、排出量削減に必要な資金の循環を促す有効な取組であると認識しています。

国の調査では、J-クレジットの認証は、年々増加しており、昨年10月に開設された東京証券取引所の市場においても、企業、金融機関、自治体などの幅広い業種が参加し、参加者登録は、開設当初の188者から、2月1日現在では257者と増加をしています。

道としても、地球温暖化防止対策条例において、カーボンオフセットを促進することとしており、道自らもJ-クレジットの創出を進めるとともに、事業者や市町村等に対して、セミナー等を通じたJ-クレジット制度の周知や理解促進、制度活用についての相談対応に取り組むなど、本道が有する吸収源の最大限の活用に取り組んでまいります。

次に、森林由来クレジットの創出についてであります。豊かな森林資源を有する本道において、国のJ-クレジット制度を有効に活用し、森林由来クレジットの創出や販売の取組を広げ、森林の整備を一層進めることは、ゼロカーボン北海道の実現につながる重要な取組であると認識しています。

このため、道では、上川やオホーツク地域の道有林において、航空レーザー計測を活用してクレジットを効率的に創出する初めての事業を先導的に実施するとともに、道内各地で市町村等を対象とした研修会を開催し、道有林の取組で得られたノウハウに加え、クレジット創出に必要な具体的な事務手続や費用などについて情報提供を行うほか、専門家による助言が受けられる相談窓口を設置するなど、クレジットの創出と販売の活性化に向け、庁内各部局が一体となって、きめ細かな支援を行い、本道における森林の整備をより一層推進してまいります。

次に、ブルーカーボンについてであります。近年、新たな吸収源対策としてブルーカーボンが注目される中、今後、全道的に取組を広げていくためには、吸収量の算定手法などの専門的な知識の理解を深め、地域における取組を促していくことが課題と考えています。

このため、道では、取組の推進方向を年度内に定め、国内外の最新の情勢や具体的な取組内容などをお示しするとともに、道内で取り組まれている昆布藻場の保全活動等をモデルとして、吸収量算定や申請手順を整理したガイドラインを作成するなど、クレジットを取得しやすい環境づくりを進めるほか、企業等との連携協働による取組を促進するため、先行する森林クレジットも参考に、地域の活動やクレジットの取得状況に関する積極的な情報発信に努めるなど、環境と調和した水産業の振興と、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するブルーカーボンの取組を一層推進してまいります。

最後に、狩猟者の育成についてであります。現在検討しているヒグマの個体数調整や、エゾシカの緊急対策期間による捕獲強化など、野生鳥獣対策を推進するためには、捕獲の担い手となる狩猟者は不可欠であり、捕獲技術を持つ人材の育成は重要であります。

これまで、道では、捕獲経験の浅い狩猟者を対象として、エゾシカの捕獲や解体に至る技術を習得するための研修や、ヒグマの捕獲技術の習得を目的とした春期管理捕獲などに取り組んできたところでございます。

道としては、来年度におきまして、熊撃ち未経験の狩猟者を対象に、ベテラン狩猟者による講習会を開催するとともに、市町村の有害捕獲に参画する初心者を対象として、地域ごとに射撃技術研修を開催するなど、捕獲に向けた射撃技術向上やヒグマの捕獲に従事できる人材の掘り起こしを行うこととしており、こうした取組を市町村や猟友会などを通じて広く周知しながら、狩猟者の育成に取り組み、本道の野生鳥獣対策に必要な捕獲体制の強化に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）防災・危機管理に関しまして、初めに、積雪寒冷期の防災

対策についてでございますが、道では、国内初のブラックアウトに至った胆振東部地震の災害検証報告における、積雪寒冷期という本道の最も厳しい環境下において災害が発生した場合を想定し、防災・減災対策を推進すべきとの提言を踏まえ、市町村職員や住民の皆様などに参加していただきながら、厳冬期における大規模停電を想定した避難所環境の検証や、停電、断水を想定した避難所運営訓練などを実施してきたところでございます。

令和6年度におきましては、このたびの能登半島地震の課題等も踏まえ、住民参加型の避難や宿泊を伴う避難所運営を内容とする道防災総合訓練を厳冬期に実施いたしますほか、厳しい環境下における避難所生活を市町村職員等が体験し、得られた経験を地域の防災訓練などに生かしていただくため、厳冬期の避難所運営、宿泊演習を実施することとしてございます。

道といたしましては、引き続き、こうした実践的な防災訓練や演習を積み重ねるなどして、道民の皆様の防災意識と地域防災力の向上に取り組んでまいります。

次に、重要土地等調査法についてでございますが、令和4年9月、国の安全保障の観点から、防衛関係施設などの重要施設や国境離島等の機能を阻害する土地等の利用防止を図るため、この法律が施行され、土地等の所有や利用の実態を的確に調査し、その結果、仮に、不適切な利用実態が明らかになった場合には、その行為を規制することが可能となったものと承知してございます。

道内では、これまで、防衛関連施設や無人の国境離島を中心に、52市町村、63区域が特別注視区域等に指定をされておりますが、法に基づく調査や規制などは、個人情報保護に十分配慮をし、必要最小限のものとすることが法令上定められており、国において、適切に運用が図られるものと考えているところでございます。

また、法の趣旨や制度などの住民の皆様への周知は、一義的に国が行うこととされておりますが、道といたしましては、道民の皆様の理解促進が図られますよう、ホームページでの周知や、本庁と振興局にリーフレットを配置するほか、関係市町村から住民の皆様への周知につきまして要望があった場合には、国と協議するなど適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○総合政策部地域振興監督原裕之君（登壇）防災・危機管理に関し、大規模災害等に係る地方自治法の改正についてでございますが、国では、新型コロナウイルス感染症等の対応において、直面した課題を踏まえ、今後も起こり得る想定外の事態に万全を期す観点から、先般、地方自治法の改正案を閣議決定したものと承知しております。

今回の改正案におきましては、国の補充的な指示についてあらかじめ地方公共団体に意見を求めるなど、適切な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されたところであり、法改正の必要性については理解いたしますが、地方自治の本旨に反し、安易に行使されることがないように、事前に適切な協議、調整を行う運用の明確化などが図られることを全国知事会として強く求めているところでございます。

以上でございます。

○議長富原亮君 建設部長白石俊哉君。

○建設部長白石俊哉君（登壇）道路、河川の整備等に関し、初めに、河川の維持についてであります。近年、全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化している中、氾濫などによる浸水被害を防ぐためには、河川整備の推進はもとより、適切な維持管理を行うことにより、河川を安全で良好な状態に保つことが重要と認識しております。

道では、平成29年3月に策定しました「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」に基づきまして、背後地の利用状況や過去の被災状況などを踏まえ、樹木の繁茂などが著しい区間を優先し、伐木や堆積土砂の除去を進めてまいりましたが、厳しい道財政の中、令和2年度からは、新たに創設された緊急浚渫推進事業を活用することにより、当初、令和8年度までの10年間としておりました計画期間を2年前倒しし、早期の効果発現を図っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、河川の適切な維持管理を実施することが重要であると考えており、緊急浚渫推進事業の期間延長を国に要望するなどして、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

次に、地域交流を支える幹線道路についてであります。国道、道道といった広域的な幹線道路は、市町村間の交流拡大をはじめ、物流や観光振興を支えるほか、通勤、通学や救急医療を支援するなど、道民の安全、安心な暮らしを守る上で重要な道路と認識しております。

しかしながら、道道の一部におきましては、幅員の狭い区間や落石、地吹雪などのおそれのある危険箇所が存在するなど、様々な課題があり、旭川市と幌加内町を結ぶ道道旭川幌加内線においても、急勾配、急カーブの解消や雪崩の対策などが課題となっておりまして、地域からも長年にわたり、早期整備について要望を受けております。

道といたしましては、こうした課題の解消を図り、持続可能な地域づくりに取り組むため、引き続き、市町村と連携し、道路整備に必要な予算の確保について、国に強く働きかけ、地域間交流を支え、暮らしを守る幹線道路の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇）初めに、ゼロカーボンパークについてであります。環境省では、国立公園において、電気自動車の活用や、再生可能エネルギーの活用などの脱炭素化に取り組むエリアをゼロカーボンパークとして登録し、持続可能な観光地づくりを進めているところであります。

道内で登録を受けました阿寒摩周国立公園、支笏洞爺国立公園、釧路湿原国立公園のゼロカーボンパークでは、再生可能エネルギーの活用やペットボトルなどのごみの削減、湿原、森林の保全、再生の推進などの取組が行われております。

ゼロカーボンパークは、ゼロカーボン北海道の取組の推進はもとより、道内の国立公園の優れた自然環境の持続的な活用につながる取組でありますことから、今後とも、国と連携し、より多

くのエリアでの登録に向けた働きかけを進めてまいります。

次に、ヒグマ対策への国の支援についてであります。現在、環境省では、4月中の指定管理鳥獣への指定に向けて手続を進めますとともに、捕獲を中心に対策が進められておりますニホンジカやイノシシに比べ、個体数が少ないなど、将来的な存続に配慮が必要な熊類特有の課題に対応した支援制度の検討がなされているものと承知しております。

道では、人里への出没抑制と捕獲従事者の育成確保を目的とした春期管理捕獲や、適正な保護管理を進めるための調査、モニタリングなどに取り組んでいるところであり、こうした取組への支援を期待しております。

2月16日には、岩手県、秋田県とともに、北海道東北地方知事会として、環境省と農林水産省を訪れ、地域の実情を踏まえた道県独自の捕獲対策や生息実態調査のほか、ゾーニング管理の推進に向けた支援などにつきまして要望したところであり、引き続き、東北の各県とも連携を密にして、国に対して働きかけてまいります。

最後に、エゾシカの有効活用についてであります。道では、本年1月から緊急対策期間を設定し、18万5000頭の捕獲目標の達成に向けて対策を強化しており、これまで以上に、捕獲個体の有効活用を進めることが重要であります。

道といたしましては、これまで、食肉関連団体と連携を強化しながら、道認証エゾシカ肉の高品質化に向けた、品質管理マニュアルの作成の検討を進めるとともに、食育の一環として出前講座の開催や、SNSでの情報発信などにより、エゾシカ肉の認知度の向上と消費拡大を図るほか、ペットフードや皮革製品への活用など、幅広い分野での利用に向けたPRに努めてきたところであります。

来年度からは、新たに、これまで道外2か所で、シェフや栄養士の方々などを対象に開催したエゾシカセミナーを、道民の皆様にもエゾシカ肉の魅力を広く認識していただくため、道内でも開催することとしましたほか、エゾシカ肉を活用した新商品の開発を促すため、食品開発担当者などによる試食会や意見交換会を実施するなど、有効活用の一層の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○農政部食の安全推進監野崎直人君（登壇）農業分野におけるJ-クレジットの活用についてであります。農業分野におきましても脱炭素化の取組が求められる中、J-クレジット制度の対象となる温室効果ガスの排出削減や吸収を図る水稻栽培における中干し期間の延長、バイオ炭の農地施用などの取組を進めていくことが重要と認識しております。

このため、道では、新たにモデル地区を設置し、クレジットの認証経費への支援を行うほか、全道の農業関係者を対象とした現地研修会や、北海道カーボンファーム推進協議体でのフォーラムの開催、さらには、有機物の施用や不耕起栽培など制度の対象となる取組の拡大について引き続き国に要請を行うなど、関係者一体となって、自然循環機能を生かした持続可能な環境保

全型農業の確立に資するJークレジットの活用促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）森林環境譲与税を活用した取組についてであります。道では、市町村による譲与税を活用した取組が進むよう、職員に対する研修会の開催や、森林GIS等のシステムの提供など、市町村の体制強化や事務負担の軽減に向けた支援を継続的に実施しており、市町村におきましては、私有林の間伐や植林といった森林整備や、林業機械の購入への支援に加え、公共施設の木質化や木育イベントの開催などに積極的に取り組んだところでございます。

道といたしましては、譲与基準の見直しにより、来年度から市町村への譲与額が増額となることも踏まえ、引き続き、業務に必要なシステムの提供により、市町村職員の事務負担の軽減を図るほか、各振興局に設置しました地域協議会を通じて、道内外の優良な活用事例の情報提供を行うとともに、振興局の職員が市町村を直接訪問し、譲与税を活用した事業の企画から実施までのきめ細かな支援を行うなど、市町村が主体となった森林整備を促進し、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 今津寛史君の質問は終了いたしました。

鶴間秀典君。

○23番鶴間秀典君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告順に従い、順次質問させていただきます。

初めに、空港国際化とグランドハンドリングについて。

道内の7空港の一括民間委託が2020年1月からスタートし、北海道エアポートによる運営が開始されました。その際に策定された北海道エアポートのマスタープランの中には、「世界の観光客を魅了し 北海道全域へ送客する マルチ・ツーリズムゲートウェイ」を掲げ、委託期間の30年間で、各空港のソフト面、ハード面を連動させながら整備していくプランが示されています。

その中の一つ、釧路空港の設備投資戦略については、30年間で投資総額約224億円となっており、駐車場増設や国際線専用施設整備などが約束されています。

今後のインバウンド受入れ拡充策として、たんちょう釧路空港の国際線専用ターミナル開設を、北海道エアポートが主体とはなりますが、早期に進めるべきと考えますし、道として、道内地方空港の国際化についてどのように取り組んでいくのか、お考えをお示してください。

また、空港業務の中でも重要な位置を占めるグランドハンドリングに係る人材不足が顕著であります。国では、求人や人材育成の費用に助成、道では、道外人材へのアプローチ、ホームページなどでの周知など、努力されているようですが、人材確保は、やはり処遇改善ではないかと考えます。道は、そこを支援すべきであります。

グランドハンドリング人材の確保策に関する道の取組と今後の方向性について、お考えをお示しください。

次に、貨物新幹線。

北海道新幹線の札幌延伸は、貨物列車や在来線を含め、北海道の人や物の動きが大きく変わるチャンスではないでしょうか。

青函トンネルでは、現在、貨物列車と擦れ違う際に、新幹線の速度を時速160キロメートル以下に落としています。

また、札幌と新千歳空港を結ぶ千歳線は、JR北海道では最大の収益路線ではありますが、今後のインバウンドの増加やラピダス開業などを考えると、さらなる増便が必要となりますし、ここも貨物列車と並行しており、ダイヤの調整に苦労しております。

もし、貨物専用新幹線が実用化されれば、青函トンネルでもより速く、千歳線の増便も容易になるかもしれません。さらに、運送時間が短縮され、新たな品目の輸送につながることや、並行在来線における鉄道貨物輸送の解決策となるかもしれません。

現在、JR東日本をはじめとする旅客会社では、既存の新幹線車両を活用し、生鮮品や医療品などの貨物輸送のサービスを展開し始めているところであり、また、国の今後の鉄道物流の在り方に関する検討会においては、大量輸送が可能な貨物専用車両の導入可能性の検討の必要性が示されていると承知しております。

貨物専用新幹線の実現により、高速かつ大量輸送が可能となることはもとより、様々な課題が解決され、本道と道外の貨物輸送に大きなメリットと変革をもたらすと考えますが、見解をお示しください。

次に、海洋プラスチック、海岸漂着ごみについて。

現在、世界の海には、1億5000万トン以上のプラスチックごみが散乱していると推定されており、毎年約800万トンが海に流れ出しています。

コアハウドリの死骸の胃の内容物調査では、約9割からプラスチック片が見つかるなど、プラスチックごみやこれに起因する海洋汚染などは、水産資源の安全、安心が損なわれることや、漁業への影響が懸念されているところでもあります。

プラスチック海ごみ、海岸ごみについて、道としてどのようにお考えか、現在の取組と今後の方向性について見解をお伺いします。

海岸漂着ごみについて、政府の掲げるプラスチック資源循環戦略では、海洋プラスチック対策として、ポイ捨てや海岸漂着物等の回収処理を進めることが明記されています。

道としても、国の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して、市町村が行う海岸漂着物の回収に毎年約2億円以上の予算を充てていますが、水産資源も豊富で、海岸で見られる夕日やジュエリーアイスなどは観光資源でもありますことから、海岸漂着ごみの回収に今まで以上に力を入れるべきと考えますが、お考えをお示しください。

また、日本財団や環境省などが中心となって、「海ごみゼロウィーク」などの全国的な活動を

実施していますが、海に囲まれた北海道として、「海岸ごみ拾いデー」などを設けて、道民が一体となれるような事業を実施してはどうかと考えますが、見解をお示してください。

次に、ヒグマ対策について。

4月に環境省の指定管理鳥獣に指定される予定のヒグマですが、指定後の国の支援に関する道としての考え方について、また、ヒグマ保護管理計画の改定にどのように影響するのか、御答弁をお願いします。

ヒグマは、アイヌ語でキムンカムイと言われ、その肉や皮は自然の恵みとされ、昔から大切に扱われてきました。

指定管理鳥獣であるエゾシカは、エゾシカ肉品質向上・流通拡大推進事業が予算計上され、利活用サイクルが確立されています。仮に、ヒグマが指定管理鳥獣に指定されれば、ヒグマ肉に関してもジビエなどに活用し、付加価値を高めることで、捕獲するハンターや地域社会との中でのサイクルを確立する必要性も出てくると考えます。

先日捕獲されたOSO18の肉は、ネット上ですぐ売り切れたようで、ECサイト上で熊肉は高値で取引されています。

ヒグマにおける今後の持続可能な利活用サイクルについて、道としてどのようにお考えか、お示してください。

国では、銃刀法改正に当たり、ハーフライフルへの規制を強化しようとして検討がなされており、強化されれば、狩猟免許取得後、狩猟において10年間は基本的にはハーフライフル銃を所持できないこととなります。

殺傷能力の高い鉛弾を使用禁止にしている北海道では、ヒグマ捕獲の際にハーフライフルが多く使われており、使用できなくなれば、今後のヒグマ対策に大きく影響します。

北海道として、ハーフライフル銃規制に関する要望を国に提出していますが、国の対応状況、また、道として、今後どのように対応を想定しているのか、見解をお示してください。

狩猟免許を取得する際、申請や検査、射撃訓練の際などに多額の費用がかかります。今回の当初予算でも、狩猟者育成・確保推進事業などとして1600万円が計上されていますが、具体的にどのように進めようとしているのか、御答弁をお願いします。

また、ヒグマ駆除などに御協力いただけるハンターを育成するため、狩猟免許取得時や更新時などにかかる費用の軽減策について、現状と今後の方向性をお示してください。

次に、太陽光発電について。

重要湿地である釧路市音別町パシクル沼の北西山林において、道の環境影響評価手続の期間中であるにもかかわらず、森林法に違反し、無許可で水路の掘削を行った外国資本のSakura 2 合同会社は、12万枚の太陽光パネルを設置するHOKA 7 太陽光発電事業を計画しております。

道では、2月22日付で、（仮称）HOKA 7 太陽光発電事業計画段階環境配慮書に係る知事意見をSakura 2 合同会社宛てに送っていることは承知していますが、今後、道としてどのよ

うな対処を考えているのか、お考えをお示してください。

道の環境アセスについては、発電量が2万キロワット以上の大規模な施設が対象となっていますが、その基準ぎりぎりですべて設置する太陽光発電施設も多いため、もっと基準を下げるべきと考えますが、見解をお示してください。

次に、たばこ対策について。

北海道の男性の喫煙率は28.1%、全国平均の25.4%より2.7%高く、女性の喫煙率は13.2%、全国平均の7.7%より5.5%高く、道としての取組がまだまだ不十分であると言わざるを得ません。心疾患や肺がんなどのリスクが高まるばかりでなく、乳児突然死症候群のリスク増加など、胎児や子どもにも影響を与えてしまいます。

道のたばこ対策は、道民のがん罹患率が高いことなどを背景に、2018年に道議会で受動喫煙ゼロの実現を目指す決議がなされ、北海道受動喫煙防止条例が制定されました。条例を受け、北海道受動喫煙防止対策推進プランが策定され、受動喫煙ゼロを目指して様々な取組が行われています。

たばこ対策について、北海道健康増進計画「すこやか北海道21」に位置づけられている喫煙関係の指標の達成状況と現状の取組について、また、次期計画の中で具体的にどういった点に力を入れていくのか、お考えをお示してください。

改正健康増進法では、飲食店などの第2種に分類される施設では、喫煙できる施設を選択した場合、20歳未満立入禁止などの表示を入り口付近に見えるように掲示することとなっており、それに違反すると行政指導、50万円以下の過料が科せられることとなります。

こういった第2種の施設でも、いまだに屋内対策をしていないところも多数見受けられます。第2種施設等における受動喫煙防止対策の違反等の状況も含め、対応状況と今後の取組について見解をお示してください。

次に、道立阿寒湖畔診療所。

昭和42年に整備し、長年、地域医療を担ってきた道立阿寒湖畔診療所は、地域住民にとってかけがえのない医療機関で、大切にされてきました。

阿寒湖温泉には、地域医療対策推進協議会という、町内会長が会長となっている住民主体の組織があり、コンビニ診療をやめようという住民署名を集めたり、医師の住環境改善のため、住民からの医師住宅の寄附を仲介した実績があります。

住民との良好な関係にある阿寒湖畔診療所は、現在かなり老朽化しています。令和3年度に道は耐震診断を実施しており、改修予定となっているはずですが、いまだ改修されておられません。

早期に建て替えなどの改修を実施すべきと考えますが、お考えをお示してください。

次に、育児休業について。

国では、育児手当の増額、産後パパ育休など、取組を進めています。

また、道庁では、男性の育休について、「パパの子育て応援ハンドブック」などを発行し、素晴らしい結果を出しています。令和4年度実績で、知事部局の男性の育休取得率が47.5%、前年

の23.8%から倍増させ、当時の政府目標である2025年に30%を大幅にクリアしました。

2023年12月に、北海道特定事業主行動計画の中の男性育休数値目標について、1週間以上を85%と、政府が同年6月に引き上げた新たな目標と同じ数字を掲げました。ぜひ、早期に目標をクリアしていただきたいと考えます。

ちなみに、道警はさらに高く、令和4年度で54.1%となっていますが、教育委員会に関しては目標に届いておらず、教育庁等職員で26.7%、学校職員で14.6%となっており、取得は個人の自由であるとはいえ、ちょっと低過ぎると感じます。

育休取得期間について、知事部局の女性職員で、取得期間が半年以上は90.2%、男性職員では12.1%となっています。率は上昇していますが、圧倒的に取得期間が短くなっています。

このことについて、どのように考えているのか、また、取得期間を延ばすための具体的な施策はあるのか、見解をお示してください。

また、教育委員会について、男性職員の育児休業取得率が低いことについて、どのように考えているのか、また、その具体的な解決策を考えているのか、見解をお示してください。

次に、教育の諸課題について。

道教委では、高専や私立高校の定員も踏まえて、進学希望者数に見合った公立高校の定員調整を行っています。最近、進学者数が増えている通信制高校については、定員調整を行う際の算定外と承知しています。

通信制高校への進学者について、道教委としてどのように考え、現状をどのように把握しているのか、また、高校配置計画の中で今後どのように対処していくのか、見解をお示してください。

現在、インターネットの普及によって、学習の仕方や子どもたちの置かれている環境も大きく変わりました。学校法人角川ドワンゴ学園が設立したN高等学校とS高等学校が有名ですが、N高は、沖縄県うるま市にあり、生徒数は2万6000名を超え、日本一の生徒数だそうです。S高校は、茨城県つくば市にあり、生徒数は1万5000名を超えています。

北海道でも、T-b a s eが設置されている北海道有朋高等学校には3000名を超える生徒が在籍し、メディアを利用して授業を配信する遠隔授業に先進的に取り組んできました。

北海道という自然環境とネームバリューを生かし、N高の取組などを参考にしながら、IT人材やグローバル人材を育成できるようにしてはどうかと考えますが、お考えをお示してください。

次に、学びの多様化学校について。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、教育課程の基準によらず、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校は全国に24校あり、公立が14校、私立が10校となっています。

北海道にも、札幌市厚別区に星槎もみじ中学校があり、多様な教育を提供しています。新たに釧路市でも設立準備を始めました。コロナの影響もあり、増え続ける不登校の子どもたちなどの学びの場となることが期待されています。

学びの多様化学校について、道教委としてしっかりとサポートすべきと考えますが、全道への展開も含め、見解をお示してください。

普通科改革について。

国の普通科改革を基に、来年度から、釧路湖陵高校では、文理探究科、理数探究科という新しい学科のチャレンジが始まろうとしています。

特に、普通科新学科である文理探究科について、道教委として、どのような考えの下、設置したのか、具体的に、これまでの普通科との違い、どのような学びを生徒に提供するのか、どういった支援を考えているのか、見解をお示してください。

また、今後、普通科新学科を全道に広げていくべきと考えますが、道教委の考え方や方向性についてもお示してください。

北海道CLASSプロジェクトでは、地学協働の取組の流れを受け、高校が地域の企業や団体、教育機関などと協力関係を築き、応援していただくような仕組みをつくる地域コーディネーターが3年間限定で配置されています。ただ、この地域とコーディネートしていく役割は期間終了後も求められるもので、終了後も人的、予算的な継続支援がなければ、せっかくつくった地域との連携の形が消えてしまったり、引き継いだ教員に負担がかかってしまいます。

事業終了後も地域との連携を続けていくため、必要な予算措置や体制整備をすべきと考えますが、お考えをお示してください。

以上で、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 鶴間議員の質問にお答えいたします。

最初に、プラスチックごみ対策についてであります。プラスチックごみによる海洋汚染は、生態系や漁業などの産業への影響が懸念されており、世界的にも喫緊の課題となっています。

道では、これまで、海岸環境の保全のため、海ごみ対策に係るシンポジウムの開催、ポイ捨て防止に関するポスターの募集、表彰、啓発動画の作成やパンフレットの配布による道民の皆様への普及啓発などを行ってきたところであり、引き続き、市町村、道民、事業者の皆様と連携しながら、プラスチックごみの排出抑制や不法投棄防止などに積極的に取り組み、本道の美しい海岸線や良好な海洋環境の保全に努めてまいります。

次に、たばこ対策についてであります。健康増進計画に掲げる喫煙率や受動喫煙の機会などの指標につきましては、改善傾向にあるものの、喫煙率は全国を上回っている状況にあります。

このため、道では、健康増進計画の附属計画として北海道たばこ対策推進計画を策定し、各保健所において、禁煙相談や禁煙外来の紹介を行うとともに、妊産婦の方々など女性への健康教育教材やリーフレットの配布、小中学生を対象とした喫煙防止講座を開催するほか、受動喫煙が健康に及ぼす影響について動画やポータルサイトにより啓発するなど、受動喫煙防止対策にも取り組んでいるところであります。

来年度からの次の計画では、特に健康への影響が大きい20歳未満の方々に対する喫煙防止や、

妊産婦の方々の喫煙習慣の改善、受動喫煙ゼロなどに重点的に取り組むこととしており、引き続き、市町村や関係団体等と連携し、本道のたばこ対策を推進してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）初めに、地方空港の国際化に向けた取組についてでございますが、道内空港における国際線は、韓国や台湾など東アジアを中心に、順次再開しているほか、本年1月には、釧路空港におきましてもチャーター便が運航されるなど、回復の傾向にあると認識してございます。

こうした中、道では、北海道エアポートはもとより、地元自治体などと連携しながら、海外の航空会社に対し、釧路空港や帯広空港など定期便が就航していない地方空港への就航を働きかけるとともに、双方向の需要創出に向けましたPR事業などに取り組んできたほか、就航に不可欠なグランドハンドリングなどの空港人材が安定的に確保されるよう、関係事業者の皆様と受入れ体制に関する協議を進めてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、地域と一体となって、航空会社への働きかけや空港の受入れ環境整備など、地方空港におきます国際線の拡充に取り組んでまいります。

次に、貨物新幹線についてでございますが、国の検討会におきましては、貨物新幹線の実現に向けて、車両の開発や積替えに必要な施設の整備をはじめ、旅客列車とのダイヤ調整、運行主体や費用負担など様々な課題がありますものの、貨物新幹線による新たな輸送ニーズやマーケットの開拓の可能性が示されており、現在、国やJR貨物などにおいて、導入の可能性について検討が行われていると承知してございます。

道といたしましても、貨物新幹線は、災害に強く、速達性に優れた輸送手段であると認識しておりまして、引き続き、国などによる対応状況を注視するとともに、貨物新幹線の導入に向けた検討を国に求めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇）初めに、海岸漂着物の回収についてでございますが、道では、これまで、国の支援制度である海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、市町村の要望を踏まえながら、漂着物の処理対策が促進されるよう取り組んでいるところであります。

また、本庁及び振興局のそれぞれに、関係機関が連携して海岸漂着物対策を推進するための協議会を設置し、効果的な回収処理に向けた検討や海ごみ対策に係る普及啓発を行ってまいりました。

道としては、引き続き、本道の良好な海岸環境の保全に向け、地域の実情を踏まえながら、国に対し、支援制度の拡充や必要な予算の確保などを要望いたしますとともに、関係機関と連携を密に図りながら、海岸漂着物の円滑な処理の推進に取り組んでまいります。

次に、海岸清掃の取組についてでございますが、現在、国内におきましては、環境省や日本財団が共同し、全国一斉清掃キャンペーンとして、春と秋に「海ごみゼロウィーク」を開催しており、海ごみ問題の周知や啓発に取り組んでいるところでございます。

道内におきましても、市町村や企業、ボランティア団体などによる海岸清掃活動が各地域で行われているほか、道が参画している北海道SDGs推進プラットフォームにおいて、令和3年度から海のクリーンアップ大作戦を全道各地の海岸で開催しており、道といたしましても、こうした活動が広まりますよう、引き続き、関係者と連携した取組に努めてまいります。

次に、ヒグマ対策に関し、指定管理鳥獣への指定などについてでございますが、環境省におきましては、指定管理鳥獣への指定後に支援制度の検討を進めるものと考えておりますが、道といたしましては、現在、取組を進めている人里への出没抑制と捕獲従事者の育成確保を目的とした春期管理捕獲や、適正な捕獲管理を進めるための調査、モニタリングなどへの支援をいただき、本道のヒグマとのあつれき低減と共存の取組の強化につなげていきたいと考えております。

また、ヒグマ管理計画につきましては、最新の推定生息数を基に、地域ごとの捕獲目標の設定や個体数調整の在り方について、慎重に議論を重ねることとしており、道といたしましては、今後の国の指定管理鳥獣指定の考え方や支援制度の内容などを把握した上で、改定内容の検討を進めてまいります。

次に、ヒグマの有効活用についてでございますが、捕獲された一部のヒグマは、食肉処理施設で処理され、飲食店や販売店で調理、販売されている事例があると承知しておりますけれども、詳細につきましては把握していないことから、今後、実態の把握に努めてまいります。

次に、ハーフライフル銃の規制についてでございますが、ヒグマやエゾシカ対策の強化に取り組む本道におきましては、ハーフライフル銃の所持の制限により、捕獲数や捕獲の担い手の減少などの影響が懸念されますことから、法改正に当たりましては、本道の鳥獣対策に影響が生じないように、国に配慮を求めたところであり、警察庁からは、道内関係団体の御意見もお聞きしながら、鳥獣対策などに支障のないよう、適切に対応したいとの発言がありましたほか、環境省及び農林水産省からも、道の要請内容に御理解をいただいたところであります。

現在、警察庁では、道の要望や関係団体の御意見を踏まえ、特例措置により、狩猟者の方々が免許取得後初年度からハーフライフル銃を所持できるよう検討いただいておりますが、道といたしましては、引き続き、警察庁など関係省庁と協議等を行い、現場を担っていただいている皆様の懸念が払拭され、ヒグマやエゾシカ対策に影響が生じることのないよう取り組んでまいります。

次に、狩猟者の育成確保などについてでございますが、道では、来年度から、振興局ごとに道、市町村、猟友会などによる担い手確保に向けた検討会を開催し、確保策の検討を行うとともに、狩猟免許取得を予定する方々を対象としたセミナーの開催に加え、道外在住狩猟者の方々を道内に呼び込むための、首都圏でのPRイベントや、道内での狩猟体験ツアーを開催いたしますほか、初心者を対象とした射撃技術研修を行うなど、狩猟者の育成確保の強化に取り組むこととしております。

また、道では、国の交付金を活用した狩猟免許取得のための講習会参加費用への支援や、市町村被害防止計画に基づく捕獲従事者の狩猟税の減免措置を行っており、今後とも、これらの活用を促してまいります。

次に、釧路市における太陽光発電事業についてでございますが、事業者から提出のありました配慮書では、太陽光パネルの配置検討エリアに、生物多様性保全上、重要な湿地が含まれており、当該湿地に対する影響の回避や低減についての検討が不十分であることから、知事意見では、事業予定地やその周辺の環境の重要性を再認識し、必要に応じ、事業計画の抜本的な見直しを行うことなどを事業者に求めたところであります。

この知事意見に対する対応につきましては、環境影響評価手続の次の段階でございます方法書におきまして、事業者の見解として記載することとなっております。道としては、その内容について、審議会において専門家の意見を聞くなどして、環境保全上の観点から適切な対応が図られているか検討し、必要に応じ、事業者に対して改めて意見を述べてまいります。

最後に、条例アセスの規模要件についてでございますが、北海道環境影響評価条例では、環境影響評価法と同様に、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業を対象としており、事業の種類に応じた規模要件についても、法の考え方を基本として設定してございます。

太陽光発電施設につきましても同様の考え方で規模要件を設定しており、今後、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）初めに、たばこ対策に関し、飲食店など第2種施設の状況についてでございますが、道では、施設の受動喫煙対策の状況を把握するため、毎年、抽出調査を実施しており、令和4年調査では、第2種施設の87.9%で対策が取られているものの、主に飲食店、理・美容所等で、対応に若干の遅れが見られるところでございます。

また、対策を行っていない施設に対して、立入検査を実施し、行政指導を行った事例は数件あるものの、改善の勧告や命令に至った事例はございません。

健康増進法改正により、令和2年度から、全ての施設で、原則、屋内禁煙とされたことや、北海道受動喫煙防止条例で飲食店に禁煙標識の掲示を義務づけたことから、道では、事業者向け説明会やポータルサイトにより、制度の周知や内容の理解促進に努めてきたほか、禁煙に取り組む飲食店やその他希望する施設に対し、禁煙ステッカーを配付するなど、受動喫煙対策を進めてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、制度の周知徹底や、国の喫煙室設置等に係る助成事業の情報を提供するなど、各施設において適切な対策が行われるよう取り組んでまいります。

次に、道立阿寒湖畔診療所についてでございますが、築後56年が経過した阿寒湖畔診療所は、北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、令和3年度に実施した構造躯体や外壁等の劣化状況などに係る調査、いわゆる長寿命化診断の結果、必要な改修を行うことで、今後、おお

むね20年間は使用できるとされたところでございます。

一方、地元の期成会等からは、本診療所が最寄りの医療機関から40キロメートル以上離れており、阿寒湖温泉地区の住民や観光客の医療を担う重要な施設であることから、建て替えの要望をいただいております。

道といたしましては、長寿命化診断の結果や地域の医療需要、住民の皆様等の利便性などを踏まえ、検討しているところであり、引き続き、診療所としての機能の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部職員監谷内浩史君。

○総務部職員監谷内浩史君（登壇）道における男性職員の育児休業についてであります。道では、北海道特定事業主行動計画に基づきまして、これまで、休暇や手当など子育て支援に係る各種制度の周知や、職員との面談を通じた育児計画チェックシートの作成など、育児休業の取得を奨励する取組を進めてきておりまして、取得率は年々増加しているところであります。

一方で、男性職員からは、育児休業の取得につきまして、収入減への懸念や、親族の援助による対応が可能、あるいは、業務への支障に対する不安といった声も寄せられておりますことから、道としては、男性が子育てを担う重要性の理解促進や、育児休業を取得することへの不安や抵抗感の解消に努め、取得率の向上や取得期間の拡大を図る必要があるものと認識しております。

こうした中、道におきましては、昨年12月に男性職員の育児休業の数値目標を引き上げ、その達成に向けまして、部局ごとの取得率を見える化し、全庁で共有することや、幹部職員が、対象職員と所属の管理職員に直接取得を呼びかけるといった取組を着実に進めますとともに、「パパの子育て応援ハンドブック」におきまして、長期間の育児休業を取得した男性職員の体験談を紹介するなど、その内容の充実を図ることとしているところであります。

道といたしましては、こうした取組を通じまして、引き続き、職員が子育てに伴う休暇や休業を安心して取得できるよう、職員一人一人や組織全体の意識改革、機運の醸成を図りながら、取得率の向上はもとより、取得期間の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）鶴間議員の御質問にお答えをいたします。

まず、男性職員の育児休業についてであります。道内の公立学校及び道教委事務局における男性職員の育児休業取得率は、近年、上昇傾向にはあるものの、他の部局と比較をいたしますと、依然として低い水準にあります。

職員を対象に実施いたしました子育て支援制度に関するアンケート調査の結果によりますと、男性職員については、育児休業の取得により、他の職員に負担をかけることに不安を感じる者の割合が高く、誰もが気兼ねなく育児休業を取得できる環境を整えることが急務と考えております。

道教委といたしましては、現場の実情に応じた業務の削減や見直しを徹底するなど、働き方改革を着実に進めるとともに、管理職員による子育て応援宣言や子育て応援資料の配付のほか、家庭の状況やキャリアステージなどに応じた様々な好事例の普及啓発により、一層の意識改革を図るなど、全ての職員が安心して仕事と子育てを両立できる環境の整備に取り組んでまいります。

次に、通信制高校についてであります。通信制課程は、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるといった特徴があることから、不登校経験があるなど様々な入学動機を持つ生徒の進学先となっており、道内においても、中学校卒業生数に占める通信制高校への進学割合が、令和元年度の2.3%から令和5年度の5.2%に増加をいたしております。

道教委では、全道19の学区ごとに、中学校卒業生数や進路動向、私立高校等の定員などを考慮し、公立高校の定員調整を行っておりますが、通信制高校については、全国から生徒を受け入れていることや、地域や年度で進学状況が大きく変動することなどから、反映をしておりません。

引き続き、通信制高校への進学者の推移や学区ごとの状況など進路動向を把握しながら、適切な高校配置に努めてまいります。

次に、IT人材等の育成についてであります。広域通信制のN高等学校やS高等学校では、デジタル技術を活用した最先端のオンライン学習を通じて、IT・グローバル社会を生き抜く総合力を身につけるための特色ある教育を行っていることと承知いたしております。

道教委といたしましては、道立高校におけるIT人材やグローバル人材の育成について、IT等に関する講師によるオンライン授業の実施のほか、高校生が地球規模の諸課題の解決に向けて探究した成果を海外の高校生とオンラインで交流する機会の設定や、道内大学に在学する留学生の道立高校への派遣など、多様な価値観に触れる機会を創出しており、こうした取組を通じて、情報技術やグローバル化の進展など変化の激しい時代において、次代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を身につけることができるよう努めてまいります。

次に、不登校児童生徒の教育機会の確保などについてであります。学びの多様化学校は、通常の学校の教育課程より総授業時数を削減するなど、特別な教育課程を編成し教育する学校であり、国の調査研究におきまして、児童生徒の実態に即した柔軟な指導、支援等により、基礎学力の定着や社会性の育成、自己肯定感の向上などの効果があるとされております。

道教委では、これまで、道内外の学びの多様化学校の特色ある教育課程や教育実践等を調査研究し、その内容を各市町村教育委員会に提供してきたほか、現在、策定を進めております「HOKKAIDO不登校対策プラン」にも設置の促進を掲げており、今後、市町村教育委員会からの設置に向けた相談への対応や、市町村間の連絡調整などを積極的に行い、学びの多様化学校のさらなる設置が進むよう取り組んでまいります。

次に、道立高校の普通科における新たな学科についてであります。令和3年の国の制度改正を踏まえまして、道教委では、生徒や地域の実情に応じた特色、魅力ある教育を推進する観点から、本年度の高校配置計画において、釧路湖陵高校に、最先端の学びに重点的に取り組む学科として、文理探究科を設置することといたしました。

釧路湖陵高校では、産業界等と連携をし、SDGsの実現など、現代的な諸課題に対応する探究的な学びを推進するための科目を学校の独自科目として設置することとしており、道教委は、学校のカリキュラム開発等に助言するなどの支援をいたしております。

道教委といたしましては、新学科における探究的な学びの推進は、生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質、能力を育成する上で意義あるものと考えており、今後、生徒の実態や地域の実情、本道の地域バランスなどを考慮しながら、普通科新学科のさらなる拡充を検討してまいります。

最後に、地域と学校の連携体制についてであります。令和3年度から今年度まで実施をしております北海道CLASSプロジェクトでは、指定校が地域の企業や団体などとの協力関係を築くための地域コーディネーターを配置し、地学協働の取組を進め、高校生の地域への貢献意識や自己肯定感が高まるといった一定の成果を上げてきているところであります。

こうした中、道教委では、これまでの取組において、学校全体と市町村教育委員会の連携強化の必要性といった課題を踏まえまして、来年度から、全道14管内の指定校に地学協働コーディネーターを配置し、市町村教育委員会と協力して地域の人材育成を進めることとしており、地学協働コーディネーターの配置期間終了後も、地学協働による学習活動ができるよう、市町村教育委員会などの関係機関と連携協働する体制整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 鶴間秀典君。

○23番鶴間秀典君（登壇・拍手）（発言する者あり）御答弁いただき、ありがとうございます。

それでは、再質問と御指摘をさせていただきます。

4番、ヒグマ対策の中の鳥獣捕獲従事者の負担軽減の項目についてですが、道は、鳥獣捕獲従事者に対する負担軽減策は様々設けておりますし、新年度も予算化されています。ただ、道のホームページの中ではなかなか見つけづらい、至難の業です。

ぜひ、せっかくお金をつけているのですから、前面に出して、ハンターになりたいという方が見たときに、すぐに分かるような形で伝わるようにしていただきたいと思っております。

例えば、北海道の狩猟免許試験のお知らせのページがありますけれども、そういったところに出して、伝えていただきたいなと思っております。指摘させていただきます。

次に、太陽光発電の中のパシクル沼の太陽光パネル設置計画についてですけれども、知事意見として、事業計画の抜本的な見直しを行うことなどを事業者に求めたということでもありますから、道として、現状でできる最大限の意見を言っているという認識しております。

ラムサール条約の報告書によれば、世界の陸域の3%の泥炭地が、世界の陸域の31%を占める森林の2倍の炭素の貯留をしているそうです。とすれば、同じ面積で約20倍ということになります。つまり、湿原を破壊すれば、二酸化炭素吸収及び排出に大きな悪影響が出るということになります。

再生可能エネルギーである太陽光発電は、温室効果ガス排出削減のために進めていますが、そ

れは自然を守るためにしていると私は考えます。利益だけの追求になり、目的が本末転倒にならぬよう、強い姿勢で臨んでいただきたいと御指摘させていただきます。

次に、道立阿寒湖畔診療所についてですけれども、阿寒湖畔診療所の医師は、住民からの信頼も厚く、多くの住民の病気を早期に発見していますし、時間をいとわず、訪問診療に出かけ、みとりまでしていらっしゃると思います。

地元期成会との協議を早期にまとめ、医療機器や住環境も含め、地域医療を守っていける環境を早期に整備していただけることを強く要望いたします。

続きまして、育児休業ですけれども、まず、知事部局のほうから、取得率向上や取得期間の拡大に取り組んでいただけているということで、すばらしい御答弁をいただき、ありがとうございます。

現在の行動計画が2024年に見直され、2025年から新たな計画が始まるとのことでした。女性の育休取得率の目標はかなり前から100%だそうですので、この機会に、ぜひ、全国に先駆けて、男性の育児休業取得率目標100%を掲げていただけたらと思います。前向きな指摘ということで、よろしく願いいたします。

次に、教育長に質問させていただきます。

道教委の男性育児休業取得率の低さは、勤務時間や業務内容などの問題もありますが、一番の要因は、取組への考え方と姿勢であると考えます。

道教委の出している道立学校「男性職員」子育て応援宣言での目標が男性職員10%と、知事部局の85%と比べ、低過ぎです。もちろん、教育局の女性職員は100%近い取得率です。

また、宣言の中には、「育児休業や育児短時間勤務の制度活用する職員の代替職員の配置に努めます。」とあります。努めるではなく、ぜひ、配置しますにしてほしいですし、文字ばかりのリーフレットも見直すべきと考えます。

教育長、子どもたちに社会の在り方を教えている部署として、思い切って、目標をこちらも100%に設定して、相談しやすい窓口を設けるなど、取組も改めていただきたいと考えますが、もう一度、御答弁のほど、お願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 教育長。

○教育長倉本博史君（登壇）鶴間議員の再質問にお答えをいたします。

男性職員の育児休業についてであります。国のこども未来戦略において、教育委員会に係る男性職員の育児休業取得率の目標が、令和7年までに50%、令和12年までに85%と引き上げられたことなどを踏まえまして、さらに取組を加速していく必要があると考えております。

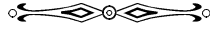
道教委といたしましては、他部局の取組も参考に、各種資料やリーフレットの作成、配布などにより、育児に対する意識の一層の変革を図るとともに、子育て支援の相談窓口となっている本庁担当課について、改めて職員に周知し、個々の職員の実情に即したきめ細かな支援に努めるなど、男性職員のより積極的な育児休業取得に向けた取組を強化してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 鶴間秀典君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩



午後1時1分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

武市尚子君。

○11番武市尚子君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の武市尚子です。

通告に従い、順次質問いたします。

初めに、災害対応についてであります。

本年1月1日に発災した能登半島地震に際し、1月8日より、道では、災害時健康危機管理支援チーム、通称・DHEATを被災地に派遣したと承知しておりますが、DHEATの活動内容や、実際に活動したことから得られた課題認識、本道の災害対応に生かせる点などについてお伺いします。

次に、災害時の歯科・口腔ケア対策についてお伺いします。

被災した方々は、大きなストレスを受け、免疫力が低下している状態にあり、避難所の水不足や歯ブラシ等の不足も相まって、口腔内環境が悪化します。そうすると、歯周病の悪化、細菌が増加することにより、誤嚥性肺炎につながるおそれがあります。また、歯周病菌が血管内に侵入すると、糖尿病、心疾患、脳卒中を悪化させる原因になるという研究成果も多数報告されているところです。

平成23年の東日本大震災では、現時点で3794名の災害関連死が認定されておりますが、そのうち、一昨年までに認定された石巻市の災害関連死275名のデータを研究者が分析したところ、死因で最も多いのは呼吸器疾患で31.1%、このうち、86%は肺炎、次いで多かったのは心血管疾患の26.8%、脳血管疾患は5.8%との報道もあります。

これらのデータからも、災害関連死を防ぐには、歯周病への対策をはじめとする口腔ケアが大変重要であることは明らかであります。

また、オーラルフレイルと呼ばれる、かめない、飲み込めない、滑舌が悪いなど、何となく口の機能が落ちた状態を放置すると、食事がうまく取れなくなって体力が落ち、体を動かさなくなり筋力も低下し、外出をしなくなり社会との接点が乏しくなり、結果として、精神的にも落ち込み、さらに食べられなくなるという負のスパイラルから、要介護状態に陥ることもあると言われてしています。

災害時の避難所生活においては、水不足や歯ブラシがないなどの理由で清掃が十分にできないことから、入れ歯の不具合が出たり、歯や歯茎の痛みによって食事を取ることが難しくなり、オ

ーラルフレイルを悪化しやすい状態にあると言えます。

昨年、第1回臨時会において、生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書が採択されたほか、口腔ケアと全身の健康については、これまでも我が会派の同僚議員から繰り返し質疑がなされており、直近では、昨年、第4回定例会において、歯科医療を担う人材確保等、道の施策について詳細な質疑がなされてきたところと承知をしております。

この点について、道における早急な対応が必要であることはもちろんですが、道民一人一人の意識改革も必要です。定期的に歯科健診に通う患者の中には、健診のときに歯医者さんできれいにしてもらえるからと、ふだんの歯磨きをしない方もいるそうです。

災害時の口腔ケアの重要性も含め、歯周病対策やオーラルフレイルについて、道民への啓発に道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

続けて、災害時の歯科医師、歯科衛生士の派遣についてお伺いします。

先ほど述べたとおり、災害関連死の予防には歯科口腔ケアが不可欠であり、適切な時期に間髪入れずに歯科医師、歯科衛生士を派遣する体制が必要であります。

2月19日から2日間、日本歯科医師会災害派遣チーム、通称・JDATとして、北海道から歯科医師が被災地に派遣されております。

今後、道内で災害が起こった場合の体制はどのように整えられているのか、伺います。

次に、災害派遣精神医療チームの活動及び心のケアについて伺います。

被災した方は、精神的にも大きく動揺しており、また、家族が亡くなった場合には特に精神的ケアが必要であります。

このたびの能登半島地震に際しては、道からは、災害派遣精神医療チーム、通称・DPATも派遣されていると承知しておりますが、その活動について伺います。

また、被災地における自殺は、発災時よりも復興期に高くなるというデータもあり、災害関連自殺の予防には息の長い支援が必要だと思っておりますが、本道において、発災時から復興期までの切れ目のない被災者の心のケアについて、道の取組を伺います。

ペットの災害対応についてお伺いします。

家族同然の存在であるペットの安全をどう確保するかということは、飼い主である住民にとって大きな懸念点です。

このたびの能登半島地震では、ペットの受入れ対応可能な避難所が少ないことについても様々な報道がなされています。

飼い主が避難をためらうだけでなく、ペットを心配して自宅に戻ったために被災したケースや、また、ペットが野外に放されてしまい、迷い犬、迷い猫になったり、想定外の繁殖に至るといった事例が過去の災害においてあったことから、環境省の指針や道では、飼い主に対し、責任を持ってペットとともに避難する同行避難を推奨していますが、今申し上げたとおり、石川県における状況を見ても、道内の市町村でも、避難所におけるペットの受入れの必要性は十分に浸透しているとは言えないのではないかと考えます。

災害時には人命救助最優先であり、また、鳴き声や臭いの問題、動物に対する感じ方、アレルギーなどの事情も様々であることから、避難所の生活空間において人間の生活が優先されることはもちろんのことではありますが、避難所で一時的にペットを預かる体制が最低限ない限り、住民が同行避難をすることは困難と言わざるを得ません。

同行避難については、平成30年第11回環境生活委員会において、我が会派の同僚議員の質問に対し、当時の生物多様性担当局長より、受入れ体制の整備が進んでいない市町村に対して、速やかに、避難所でのペットのスペースの確保について、適切な配慮がなされるよう、求めていくとともに、避難所でのペットの受入れについて、広報誌やホームページを活用するなどして、広く地域住民に周知されるよう、働きかけてまいる旨の答弁があったところです。

この間、道において、市町村の避難所におけるペットの受入れ体制の整備についてどのように対応してきたのか、また、このたびの能登半島地震の発生を受けて、受入れ体制を把握し、整備を促す必要があると考えますが、今後どのように進めていく考えなのか、伺います。

次に、死因究明等の推進についてであります。

犯罪の見逃し防止だけでなく、災害関連死を例にとっても、死因が正確に診断されることは極めて重要であります。低体温症、誤嚥性肺炎、心血管疾患などと言ってみるところで、その診断が不正確であれば、死因の傾向に基づいて対策を立てること自体、意味を失ってしまうからであります。

昨年、第2回定例会において、私は、死因究明の推進について、警察や医療関係団体、法医解剖を行う大学法医学教室などとの横断的な協議を行うための死因究明等推進地方協議会の開催が、平成30年度以降、開催されていないことを指摘し、今後の体制整備について質問をしたところであります。

その後、道では、この間、死因究明等の推進に関し、どのように取り組んできたのか、あわせて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

部活動の地域移行について伺います。

中学校における部活動のうち、吹奏楽、合唱や美術、演劇、自然科学など多岐にわたる文化部活動は、生徒が文化芸術に親しむ機会であり、達成感の獲得や連帯感の涵養、自主性の育成にも寄与するものでもあり、大きな役割を担ってきました。

また、学校教育の一環として行われる文化部活動は、文化芸術の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって文化芸術に関わる素地ともなってきました。

しかし、こうした学校の文化部活動は、少子化の中、学校だけでは支えられなくなってきており、今後は、学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、将来にわたり、子どもたちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する必要があります。

このような中、本年1月には、道内中学生の文化的創造活動の向上と充実を図り、文化活動の健全な振興と発展を図ることを目的として、NPO法人北海道中学校文化連盟が発足したと承知をしております。この中文連は、スポーツにおける中体連に相当する位置づけの組織であり、こ

れまで、札幌市中学校文化連盟は組織されていましたが、全道組織はなく、このたび、道内他地域での文化的活動の成果を全国大会につなげる正式なルートとしての役割が期待されるところです。

部活動の地域移行に関しては、我が会派の同僚議員から繰り返し質疑がなされており、道教委では、昨年3月に北海道部活動の地域移行に関する推進計画を策定し、本年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として重点的に取組を行い、地域の実態等に応じて可能な限り早期の移行を目指すとして承知しております。

また、せんだっての教育行政執行方針で、教育長は、部活動の地域移行に向けては、中学校を対象に、休日の部活動から段階的に推進するため、アドバイザーの派遣による市町村支援やサポーターバンクの充実等のほか、関係部署等と連携し、地域の実情に応じた持続可能な文化芸術環境の整備に取り組む旨、述べておられます。

文化部活動の地域移行に関する現状や課題、今後の取組について、教育長にお伺いします。

医療的ケア児への支援について伺います。

令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、2年半が経過しました。この間、我が会派の同僚議員から、複数回にわたって、医療的ケア児への支援はもとより、付添いや送迎に関わる保護者負担の軽減に向け、議会質問をしております。

このような経緯を踏まえ、次年度、道教委では、特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業を実施するとのことであり、我が会派としても大きな期待をしているところであります。

医療的ケア児支援法では、学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するとあり、こうしたことから、次年度、道教委が実施する予定の検証事業を通じて、成果と課題はもとより、課題の解決方法も併せて把握をし、法の趣旨を踏まえた医療的ケア児への支援を速やかに展開していくことが必要と考えます。

そこで、この検証事業を含め、医療的ケア児への教育がさらに充実するよう、教育環境の整備にどのように取り組むお考えか、教育長の見解を伺います。

特別支援教育について伺います。

平成25年に障害者差別解消法が制定され、一昨年には障害者権利条約の国連勧告がなされたこともあり、教育現場においても、様々な障がいや特性を持つ子どもたちに対して求められる配慮は日々変化してきています。

障害者差別解消法の趣旨を踏まえると、特別支援教育の対象となる子どもの学びの場については、まずは、通常の学級の中で分かりやすい授業の工夫を行うことや、ICTを含む合理的配慮の提供などにより十分に学べるのかを検討することなどが考えられます。また、一度決まった学びの場は固定されるものではなく、子どもの発達の段階や障がいの状態等を踏まえ、柔軟に見直すことが重要と考えます。

学びの場の見直し、変更にあたっては、まずは、各学校の中で、一人一人の子どもがどのような支援を必要としているか、通常の学級、通級による指導、特別支援学級のどこの場で学ぶことが適切かなどについて、先生方で十分話し合い、検討する、いわゆる校内委員会の場が重要と考えます。

各学校において、子どもが必要とする支援の内容や学びの場についての検討を充実させていくための今後の取組について、教育長にお伺いします。

最後に、ハンセン病問題についてお伺いします。

ハンセン病問題は、過去90年もの長い期間にわたり、ハンセン病に罹患した方を、療養の名の下、療養所に隔離、収容するとともに、社会全体にハンセン病に対する誤った偏見、差別の意識を植えつけたという、人権を全く無視した強制隔離政策により奪われた関係者の方々の名誉回復と将来に向け、教訓をどのように受け継いでいくかという問題であります。

平成22年、道では、北海道ハンセン病問題を検証する会議を設置し、調査の結果、明治42年から523人の道民のハンセン病患者の方々が療養所に収容されていたことが明らかとなっております。

北海道ハンセン病問題検証報告書では、当時の高橋はるみ知事が、国の方針に沿ったものとはいえ、北海道が積極的に隔離、収容に関与した例も多く、決してその責任を免れ得るものではないと考えていると、冒頭述べているところであります。

ハンセン病問題の教訓がありながら、感染症患者への差別や偏見の問題は、エイズや新型コロナウイルス感染症などでも残念ながら繰り返されており、感染者やその家族に対する非難や誹謗中傷、各種施設における受入れ拒否など、多方面での不当な扱いがあったことは記憶に新しいところであります。

そこで、以下伺います。

次期北海道感染症予防計画では、「第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」が盛り込まれておりますが、道は、具体的にどのように取り組んでいく予定なのか、伺います。

差別や偏見、いじめの解消といった観点からは、学校における人権教育も大変重要であります。学校現場ではハンセン病についてどのような教育が行われているのか、これまでの取組と今後の方向性について、教育長に伺います。

再来月5月11日、12日には、ハンセン病市民学会全国交流集会在初めて北海道で開催されます。北海道には療養所がなく、この問題を身近に捉える機会がこれまで少なかったように思います。

しかしながら、現時点において、今なお全国の療養所に本道出身者は13人残っておられ、ハンセン病問題は、決して過去のことであり、遠い世界のことでありません。

ハンセン病問題に対し、本大会を含め、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、知事の決意をお伺いします。

以上です。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）武市議員の質問にお答えいたします。

最初に、災害対応に関し、まず、災害時健康危機管理支援チーム、いわゆるDHEATについてであります。道では、国からの要請を受け、1月8日から2月18日までの42日間、専門的な研修と訓練を受けた医師や保健師などで構成するDHEATを石川県庁に派遣し、県の保健医療福祉調整本部において、保健所の支援を行う他自治体のDHEATとの連絡調整や、被災した方々の対応に当たる自治体職員の健康状態の把握など、様々な活動を行ってきたところであります。

今回のDHEAT活動において、被災地で円滑な支援活動を行うためには、人材の育成が重要と改めて認識をしたところであり、道としては、今後の災害に備え、国の災害対応研修などへの職員の派遣や、石川県における活動で得られたノウハウを盛り込んだ研修プログラムを速やかに作成し、来年度の保健所職員を対象とした研修で活用するなど、健康危機への対応力の向上が図られるよう、平時からの体制整備に取り組んでまいります。

次に、災害時における歯科医療の提供についてであります。災害時の避難生活では、水の不足、食生活の偏りなど様々な制約により、虫歯や歯周病、口臭といった口腔内環境の悪化を招きやすく、特に高齢者は、誤嚥性肺炎等の呼吸器感染症を起こしやすくなるため、災害時における口腔ケアは重要であります。

このため、道では、北海道歯科医師会と災害時の歯科医療救護活動に関する協定を締結し、災害時に速やかに、避難所内の歯科治療や口腔衛生に従事する救護班を派遣できるよう体制を整備するとともに、被災地における活動に必要なポータブル歯科ユニット等の機材整備への助成のほか、保健所職員を対象とした災害時のマニュアルの作成や研修会の開催などによる資質向上に努めており、引き続き、平時から関係団体と連携をしながら、災害時における歯科保健医療提供体制の整備を進めてまいります。

最後に、ハンセン病に係る道の取組についてであります。道では、これまでたどってきた誤ったハンセン病対策を教訓に、全ての人たちが偏見や差別のない平等な社会の実現を目指すことができるよう、道内出身の元患者の方々が入所される療養所へ、毎年、慰問や見舞金の贈呈を行うとともに、パネル展を開催するなど、道民の皆様へハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努めてきたところであります。

こうした中、本年5月、道内初のハンセン病市民学会全国交流集会在開催をされますことを伺っているところであり、今後も、この問題が風化することなく、後世まで正しく語り継がれていくよう、道といたしましても、次世代を担う高校生対象の教育セミナーの実施や講演会の開催など、引き続き、関係団体とも連携をしながら、道民の皆様へのハンセン病に関する理解の増進と正しい知識の普及啓発に努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）初めに、災害時の口腔ケアについてでございますが、口腔の健康は、食事、会話といった生活の質の向上に関連することから、歯周病予防、オーラルフレイルへの対策など、生涯にわたる口腔の健康づくりが重要でございます。

このため、道では、道民の皆様へ口腔ケアや歯科健診などのリーフレットを配布するとともに、高齢者の口腔機能の維持向上を支える歯科衛生士を養成する研修会の開催に加えまして、災害時においても適切に口腔ケアが実践されるよう、保健所や市町村の職員が活用するための手引を作成しております。

このほか、北海道歯科医師会が実施するテレビやラジオ番組を活用した普及啓発、介護事業所における口腔ケア研修会の開催へ補助するなど、今後も、歯科医師会をはじめ、関係団体と連携し、災害時を含めた口腔ケアの普及啓発に努めてまいります。

次に、災害時における心のケアの取組についてでございますが、道では、厚生労働省からの要請を受け、1月15日から21日まで、精神科医師や看護師などで構成する災害派遣精神医療チーム、いわゆるDPATを2チーム派遣し、避難所などで、災害のストレスによって心身に不調を来した被災者の方々などに対し、心のケアに関する支援等を実施したところでございます。

大規模災害時は、被災者の方々が様々なストレス要因を抱えますことから、見守りによる孤立防止や、きめ細かな心のケアが重要でございます。

このため、道では、DPATを保有する13の医療機関と派遣に関する協定を締結しているほか、研修や訓練等を定期的実施することにより、災害時に速やかに被災地に派遣できる体制を整備するとともに、市町村や保健所の職員等が災害のフェーズに応じた心のケア活動ができるよう、手引の作成や研修を実施するなど、支援者としての資質向上の取組を行っているところであり、今後も、こうした取組を通じ、平時から医療機関や市町村との連携強化に努め、被災者の方々に寄り添った切れ目のない心のケアを実施してまいります。

最後に、死因究明に係る取組についてでございますが、死因究明等推進基本法においては、都道府県は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施することとされ、その検討や実施状況の検証、評価をするため、死因究明等推進地方協議会の設置に努めることとされております。

道では、先月20日、道内医育大学の法医学講座や医師会、警察などの関係機関で構成する北海道死因究明等推進地方協議会を開催し、今後の高齢化の進行などに伴う死亡者数の増加により、死体検案数の増加も見込まれますことから、検案を行う医師の人材育成や死亡時画像診断の重要性などといった、現状や課題などについての意見交換等を行い、関係者間における理解の促進を図ったところでございます。

今後も、定期的に協議会を開催し、関係者間で情報共有を図るほか、関係団体等と連携し、医師の人材育成のための研修を実施するなど、死因究明に関する施策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇）避難所におけるペットの受入れについてであります。災害時に、家族の一員であるペットとともに避難することは、動物愛護や被災者となった飼い主の心のケアの観点から重要と考えております。

このため、道では、北海道地域防災計画におきまして、市町村に対して、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるよう求めますとともに、道の防災総合訓練において、その必要性などについて周知いたしますほか、獣医師会と連携して、ペットを一時避難できる体制の整備に努めてきたところであります。

道といたしましては、今回の能登半島地震で避難所のペット受入れが課題となっていることを踏まえまして、市町村における避難所のペットの対応状況を調査いたしますとともに、対応が進んでいない市町村に対して、道が作成した避難所運営マニュアルを活用して助言するなど、避難所での受入れ体制の整備に、より一層取り組んでまいります。

○議長富原亮君 保健福祉部感染症対策監佐賀井祐一君。

○保健福祉部感染症対策監佐賀井祐一君（登壇）ハンセン病問題に関し、感染症患者の方々の人権の尊重等についてでございますが、感染症法は、ハンセン病、エイズ等の感染症患者やその御家族等へのいわれのない差別や偏見が存在したという事実を教訓として、今後に生かすことをその理念として制定されておきまして、今年度、道が策定する次の感染症予防計画においても、そうした法の理念の下、感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を図ることを基本としているところでございます。

具体的には、感染症に係る正しい知識はもとより、患者の方々等の人権の尊重に関する基本的な考え方の普及に加えまして、適切な医療機関等への助言や報道機関との連携などの方策を盛り込むこととしており、今後とも、こうした計画の下に、種々の取組を着実に進め、医療関係団体や市町村の皆様等とも協力をしながら、患者の方々お一人お一人の意思や人権を尊重するという姿勢に立ち、良質かつ適切な医療を受け、安心して社会生活を続けられる環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）武市議員の御質問にお答えをいたします。

まず、中学生などの文化芸術活動についてであります。文化活動の地域移行に向けては、単に部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な文化芸術などに親しむ環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちの体験機会を確保することが必要です。

こうした中、道内の一部の市町村においては、部活動の地域移行の一環として、大学と連携をし、大学生がICTを活用して吹奏楽の指導に当たる取組や、拠点校方式により複数校が合同で

茶道の部活動を行うなど独自の取組が進められておりますが、小規模の自治体をはじめ、多くの市町村において、指導者の確保などが困難な状況となっております。

このため、道教委といたしましては、教育局のサポートチームやアドバイザーによる助言、指導者の人材バンクの整備、道内外の先進事例の提供などを通じ、地域移行に向けた課題解決や市町村の取組の支援に努め、本道の子どもたちが、文化芸術に継続的に親しむことができる環境の整備を図ってまいります。

次に、医療的ケア児の支援についてであります。これまで、道教委では、医療的ケア児が在籍する全ての道立学校に看護師の配置を進めてきたほか、令和3年施行の医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケアの実施手続の迅速化など、保護者負担の軽減を図るとともに、法の趣旨を踏まえて各種対応を講じるよう市町村に通知し、各地域で支援体制の整備が図られるよう努めてまいりました。

このたびの予算案におきましては、道立特別支援学校での医療的ケア児の在校時における支援のほか、通学時や、校外学習における夜間の支援について、訪問介護事業所等に外部委託した場合の体制整備の在り方などを検証することとしており、こうした検証を通じて明らかとなる課題とその改善策を整理するなどして、医療的ケア児の教育的ニーズに応じた支援の充実や、その御家族の一層の負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。

次に、特別支援教育の充実についてであります。各学校においては、どの学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることを前提に、校内委員会を設置し、学校全体で支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、情報の共有を図ることが求められております。

道教委では、これまで、全ての教員の専門性向上に向け、特別支援教育に関する校内研修や授業づくりの事例を収集し、道内の小中学校等に広く周知をしてきております。

さらに、今年度からは、管理職向け研修会の実施や指導資料の発行などにより、管理職が特別支援教育を学校運営の柱として位置づけ、校内支援体制を充実していけるよう支援してまいりました。

今後、学級担任等による子どもについての気づきを校内委員会等で共有し、児童生徒一人一人に応じた支援内容を検討することなど、これまで以上に子どもたちに寄り添う教育が推進されるよう、各学校における校内委員会の機能強化や全校的な支援体制の確立に向けて取り組んでまいります。

最後に、人権教育についてであります。高等学校学習指導要領では、「公民科」において、各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協同の利益と社会の安定性の確保を共に図るよう指導することとされており、各学校では、「公共」や「政治経済」などでハンセン病問題も題材としながら、社会の様々な分野における差別撤廃の努力について指導しております。

また、一部の高校では、ハンセン病にまつわる偏見、差別など人権問題の歴史を風化させないための、道主催のハンセン病青少年セミナーを通じて、思いやりのある心を育む取組を進めてお

ります。

道教委では、こうした人権問題に関する取組を継続するほか、毎年度、作成しております教育課程編成・実施の手引に、差別撤廃に関する事例を掲載するなどして、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生を実現する人権教育を推進してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 武市尚子君の質問は終了いたしました。

森成之君。

○74番森成之君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

まず、北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンについてであります。

今日、世界が半導体産業を重要な戦略的資源と位置づけ、積極的な取組を展開しております。

このような中、我が国においては、次世代半導体の国産化を図るラピダスが千歳進出を表明し、この間、工場建設が進められるとともに、さきに、来年4月の試作ライン稼働、また、2027年の量産を目指す方針が示され、さらに、カナダのテンストレントからの半導体生産の受託が発表されるなど、一步一步進んでいる印象を受けているところであります。

我が会派は、去る1月中旬、我が国を代表する半導体産業拠点である熊本県などを訪問し、台湾の半導体受託製造企業であるTSMCの熊本進出に伴う影響や取組について、熊本県庁や熊本大学、また、産学官連携の協議会や福岡半導体リスクリングセンター関係者などとの意見交換を行い、この中で様々な課題があることを伺ってまいりました。

そこで、以下伺います。

まず、複合拠点の実現についてであります。

道は、現在、52件の半導体関連企業が立地しているものと承知しておりますが、現在策定中のビジョンにおける目指す姿の実現に向けて、道外からの半導体関連企業の誘致や道内企業の半導体関連産業への参入はもとより、関連企業の連携を強化していく必要があると考えます。今後どのように取り組む考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、全道への効果の波及についてであります。

最先端技術である半導体関連産業の集積は、今後、道内に大きな効果を生み出すと言われており、ビジョン案では、本道全体の経済活性化を図るなどと示されております。

このような中、知事は、さきの我が党の代表質問に対し、本道に優位性のある農林水産業や観光業などの産業や暮らしのスマート化による生産性や利便性の向上を図り、デジタルの好循環の全道展開や、地域の付加価値向上により、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいると答弁されたところであります。

文字どおり、ラピダスの立地を契機とした半導体関連産業の集積は、本道産業の構造を変え、地域を活性化する起爆剤になるものと期待されております。

今後、これらの道筋をどのように構築していくのか、このことが極めて重要な課題と考えます

が、まさに、これを実現するためにも、道庁はもとより、経済界、大学等、北海道の総力を挙げて取り組まなければならないものと考えます。

知事は、今後、本道全体の活性化に向けて具体的にどのように取り組むつもりなのか、所見を伺います。

次に、目標値についてであります。

半導体の先進地である熊本県の視察においては、県内における地域間の格差問題などが指摘されたところであります。本道においても、半導体関連産業の集積に大きな期待がある一方で、地方からは、依然として、道央圏に一極集中するのではないかという強い懸念の声があるのも事実であります。

このような中、ビジョン案では、道内経済の好循環をつくるため、道内総生産への影響額の目標などを掲げておりますが、今後、目標値の達成に向けてどのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

次に、航空問題についてであります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の急速な需要回復を背景に、新千歳空港の昨年の旅客数は、4年ぶりに2200万人を上回り、これまでのピークである2019年の9割まで達したところと伺っております。ただし、その内訳は、国内線が95%まで回復しているのに対し、国際線は66%にとどまっており、より一層の国際線の回復、充実が待たれております。

このような中、我が会派では、先般、新千歳空港を視察させていただきました。飲食店や売店は多くのお客様でにぎわっており、コロナ禍以前の活気を感じた一方、国際線のチェックインカウンターや保安検査場などは大変混雑しており、グランドハンドリングなど、空港を支える担い手が不足していると感じたところであります。

北海道の玄関口である新千歳空港において、コロナ禍以前に近い水準まで需要が回復している国内線と同様に、国際線についても、その回復を図っていく必要があるものと考えますが、今後、道はどのように対応していくのか、伺います。

次に、地方空港などについてであります。

新千歳空港以外の道内地方空港も、利用者は回復してきているものの、国際線就航は、函館空港と旭川空港にとどまっているなど、その背景には様々な要因があり、依然として、コロナ禍の影響を脱し切れていない状況にあるものと考えます。

道内経済の道央圏一極集中の加速が懸念されている中、地方空港の活性化は北海道の発展に不可欠であり、道として活性化に向けた取組を推進していくべきと考えます。道の対応について、所見を伺います。

また、札幌市は、丘珠空港の機能強化に向け、関係機関と検討を重ね、滑走路の延伸目標を2030年とし、道や経済団体とともに国に要請を行うなど、その実現に取り組んでいるものと承知しております。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、道内外の交流が拡大する中、HACの中標津線、秋

田線、トキエアの新潟線が就航するなど、丘珠空港の新規就航が続いており、都心部からのアクセスのよさなど、丘珠空港のポテンシャルが明らかとなっております。

丘珠空港の利便性向上は、周辺地域はもとより、全道の活性化につながるものと考えますが、道としてどのように丘珠空港の機能強化に取り組んでいくのか、併せて所見を伺います。

次に、保健・福祉問題についてであります。

国では、こどもまんなかアクションとして、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進めているところであります。

道においても、知事の2期目の公約として、社会全体で子どもを育み、結婚・妊娠・出産・子育て支援を充実し、子ども応援社会の実現を目指す旨と表明されており、こうした社会を実現させるためには、多くの道民の皆様の御理解をいただきながら、子ども・子育てを応援する社会的な機運の醸成を図っていくことが必要と考えます。

こうした取組を推進するに当たっては、こども基本法に基づき、子どもや若者から意見を聞き、その意見を施策に反映させていくことが重要と考えます。

道として、今後、どのように、子どもや若者の意見を聞き、社会的な機運の醸成を進めていくのか、知事の所見を伺います。

次に、こども誰でも通園制度についてであります。

国では、保育所等を利用できない未就園児を含め、孤立した育児の中で、不安や悩みを抱えている子育て世帯の支援を強化するため、昨年末に取りまとめられたこども未来戦略において、全ての子育て家庭に対し、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる保育を充実する、こども誰でも通園制度の創設が盛り込まれたところであります。

現行の保育制度では、専業主婦の方など、就労していない家庭の子どもは保育所等を利用できないことから、我が党が取りまとめました子育て応援トータルプランにおいて、こうした方々も定期的に利用できる保育制度の創設を訴えてきたところであり、制度の創設は子育てサービスの拡充につながるものと評価しております。

国では、こども誰でも通園制度の2025年度からの制度化に向けて、試行的事業の実施などを通じて検討を重ねていくものと承知しておりますが、道として、今後の本格実施に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

次に、食の輸出拡大戦略についてであります。

道は、さきの委員会で示した、北海道食の輸出拡大戦略第3期案の中で、北海道が誇る食の魅力や価値のさらなる向上と世界への展開を目指す姿を掲げ、道産食品の輸出拡大を図るとしておりますが、その一方、素案と同様に、目標水準が示されておられません。

道は、目標水準が示されていない輸出拡大戦略をもって、今後どのように輸出の拡大を図る考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、民族共生象徴空間——ウポポイについてであります。

年間来場者100万人を目標としているウポポイについては、2020年7月のオープン以来、4年目を迎えておりますが、今日、インバウンドの増加など、本道観光が回復基調を迎える中で、なお一層の魅力向上に向けた取組をすべきと考えます。

例えば、道では、現在、赤れんが庁舎を歴史、文化、観光情報の発信拠点として利活用を図るため、リニューアルを進めておりますが、国内外の積極的な情報発信に取り組むためにも、赤れんが庁舎や新千歳空港、札幌駅などに、ウポポイや縄文世界遺産等のサテライトを設置すべきではないかと考えます。知事の所見を伺います。

次に、教育問題についてであります。

今日、情報技術の革新や交通網の発達に伴い、国や地域の隔たりがなくなり、世界中で社会的、経済的に影響し合うグローバル化の流れが加速しております。

このような中、社会の持続的な発展を生み出すため、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に取り組むグローバルリーダーなど、広い視野に立って新しい価値観を創造し、地域社会の活性化を担う人材育成を推進していく必要があるものと考えます。

日本人としてのアイデンティティーを持ちつつ、グローバルな活躍をするための資質、能力の育成が求められており、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境などを図っていく必要があるものと考えます。

こうした状況を踏まえ、多くの高校生が海外へ羽ばたけるよう、グローバル人材育成の機運を醸成しながら、留学を目指す生徒の増加及び留学の促進に向けた取組を行うことが重要と考えますが、所見を伺います。

次に、道立学校ICT支援員を活用した学校DX推進事業についてであります。

高等学校において、GIGAスクール構想で整備されたICT環境の下、令和4年度の入学生から1人1台端末の活用が始まり、間もなく2年が経過するところであり、来年度からは、3学年全ての生徒による活用が始まり、この間、学校では、ICTを活用した授業改善や校務の効率化が進められているものと承知しておりますが、学校によって取組状況に差が生じているといった指摘もされております。

教員がICTを効果的に活用し、生徒の学びの質を高める授業や校務の効率化を一層進めるためには、ICTに関する幅広い専門的な知識を有するICT支援員などの外部人材を効果的に活用することが必要と考えます。

来年度の予算案として、道立学校ICT支援員を活用したDX推進事業費が計上されておりますが、道教委においては、道立学校の現状をどのように認識し、本事業の実施により、どのように道立学校における学校DXを推進していくのか、伺います。

次に、道立近代美術館等についてであります。

知事公館・近代美術館エリアは、多くの緑に囲まれ、登録有形文化財である知事公館のほか、道立近代美術館や三岸好太郎美術館が立地しており、都心にありながら、自然豊かな憩いの場となっております。

このような貴重な場所に位置する近代美術館は、昭和52年の開館以来、魅力ある美術作品の収集や、国内のみならず、世界各国の多彩で優れた芸術を紹介する展覧会を実施してきており、この10年間だけでも入館者数は258万6388人を数えております。

しかしながら、施設が老朽化、狭隘化している現状なども踏まえ、現在、リニューアルに向けて検討しているところと承知をしております。一方、道では、知事公館などを含めた北1条通に面した周辺エリアについて、本道の文化、芸術、歴史の魅力の発信拠点としての活用を図るとの考えを明らかにしております。

このような中、我が会派としても、先般、近代美術館を視察し、関係者と意見交換させていただいたところであります。

そこで伺います。

著しく老朽化が進んでいる道立近代美術館等への対応をはじめ、このエリアを北海道を代表する文化芸術空間として、魅力向上に向け、積極的に取り組むべきと考えます。今後どのような取組をされようとしているのか、知事及び教育長の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）森議員の質問にお答えいたします。

最初に、半導体関連産業に関し、全道への効果の波及についてであります。道では、現在、策定を進めている半導体・デジタル関連産業振興ビジョンの案における目指す姿の実現に向けた方針の一つとして、地域経済の活性化を掲げ、全道をカバーする高速通信網や送電網の増強などデジタルインフラを整備し、半導体やデジタル関連産業を集積させ、本道に優位性のある農林水産業や観光業などの産業や暮らしのスマート化によるデジタルの好循環を全道に展開するとともに、地域資源を生かした企業誘致や地域への誘客の推進などを通じて、関連投資や関係人口の拡大などの効果を積極的に取り込み、地域の付加価値の向上を図ることとしております。

道といたしましては、ビジョン策定後、全道各地での説明会の実施等により、地域の声なども踏まえながら、各般の施策を戦略的に展開し、道央圏のみならず、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

次に、地方空港の活性化などについてであります。道央圏に集中する航空需要を地方にも波及させるためには、地方空港の活性化と併せて、丘珠空港が道内航空ネットワークの拠点となるよう、その機能強化を図ることが重要と考えています。

このため、道では、地方空港について、多様な主体の連携による需要創出に向けた取組を支援しながら、航空会社に新たな就航を働きかけるなど活性化に努めるとともに、丘珠空港についても、機能強化により利便性を高めることで、道央圏から地方空港への新たな人の流れを生み出せるよう、札幌市や経済界とも緊密に連携しながら、滑走路の早期延伸などの取組を進めてまいりました。

道といたしましては、今後とも、地方空港の活性化と丘珠空港の機能強化により、増加する航

空需要を全道に波及させる取組を進めることで、本道全体の活性化を図ってまいります。

次に、子ども施策の推進についてであります。道では、妊娠中の方や子ども連れの方の優先案内のほか、ベビーカーの運搬のお手伝いなどを行うこどもファスト・トラックを全ての道立施設で実施するほか、私が、こどもまんなか応援サポーターへの就任を宣言するなどして、子どもや子育て世帯を社会全体で支える機運の醸成に取り組んでまいりました。

こうした中、応援サポーターについては、本道の三つのプロスポーツ団体を皮切りに、現在、40の企業に宣言をいただいております。子ども・子育てに優しい社会の輪が広がりつつあります。

また、道民の皆様の機運醸成を高めるためにデザインした北海道妊婦・子育て世帯優先マークの愛称について、800を超える応募をいただく中、小学生のお子さんが考えた「こもりん」に決定したところであり、道としては、今後とも、こどもまんなかの主役である子どもたちの意見を道政に取り入れながら、機運の醸成を図り、オール北海道で子ども応援社会の実現を目指してまいります。

次に、ウポポイ等の魅力発信についてであります。アイヌ文化の振興を図るためには、国内外を問わず、多くの方々に、ウポポイをはじめ、道内各地のアイヌ関連施設へ足を運んでいただき、文化への理解を深め、魅力を感じていただくことが重要でありますことから、道では、これまで、そのPRや誘客促進に取り組んできたところであります。

ウポポイへの年間来場者数100万人に向け、国は、昨年10月、観光産業に関する学識者等で構成する検討会を設置し、年度内にウポポイ誘客促進戦略を取りまとめ、来年度以降、戦略の方向性に沿って集中的な誘客対策に取り組むこととしており、また、道におきましても、来年度に向けて、海外インフルエンサーの誘致やファミトリップの実施など、インバウンド対策を盛り込んだ当初予算案を今定例会に提案したところであります。

道としては、駅や空港、赤れんが庁舎など、多くの皆様が訪れる拠点において、来訪意欲を促す多彩な情報の提供など、効果的な事業展開が図られるよう、引き続き、国や関係団体とも緊密に連携しながら、ウポポイや道内アイヌ関連施設はもとより、縄文世界遺産など、本道の独自性や多様性に富んだ自然、歴史、文化の価値や魅力の発信を行ってまいります。

最後に、知事公館・近代美術館エリアについてであります。このエリア一帯は、長い歴史の中で築き上げられてきた大変魅力のある場所でありますことから、この貴重な道民の皆様の財産を確実に次の世代に引き継いでいく必要があるものと認識しております。

道では、リニューアルに向けた検討を進めている近代美術館も含め、このエリアをより魅力ある文化、芸術、歴史の発信拠点として活用を図るため、道教委と連携して、近代美術館等の整備方法に係る技術的検討調査を実施しているほか、札幌市をはじめ、道内主要都市における説明会などの開催や、ウェブによるアンケートを通じて、道民の皆様などから御意見を伺ってきたところであります。

道としては、これらの御意見なども参考としながら、エリア全体の目指す姿や、この実現に必要な機能の配置等の検討を進め、来年度にも総合的な活用構想を策定できるよう取り組んでまい

ります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンに関し、複合拠点の実現についてであります。半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けましては、半導体関連産業の集積を図ることが重要であり、道では、これまで、国内の半導体関連の大規模展示会への出展や、道内の半導体関連企業や大学、高専の連携につなげるビジネスマッチングセミナーなどを実施してきたところでございます。

来年度におきましては、これらの取組を強化いたしますとともに、道内の半導体エコシステムを構築するため、半導体に精通したコーディネーターを新たに配置し、産学官の関係者によるネットワークの構築、強化を図ることとしておりまして、こうした取組を通じて、複合拠点の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

次に、目標値についてでございますが、道では、ビジョンの検討に当たりまして、これまで有識者の御意見を伺いますとともに、他県の事例なども参考にしながら、7項目の指標を設定したところでございます。

地域経済の活性化に関しましては、半導体関連産業による本道経済全体の押し上げ効果を表す指標といたしまして、道内総生産への影響額を設定したところでございまして、道といたしましては、この目標値の達成も念頭に、複合拠点を実現し、その効果を全道に波及させるという目指す姿の実現に向けまして、各般の施策を戦略的に展開してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）新千歳空港におけます国際線についてでございますが、国際線の就航には、双方向の需要創出はもとより、グランドハンドリングや保安検査など、空港業務を担う人材を安定的に確保することが重要でございます。

道では、路線の拡充に向けまして、北海道エアポートや地元自治体、経済界などと連携しながら、航空会社への働きかけや、道民の皆様の海外旅行を促進するイベントの開催など、アウトバウンド需要拡大の取組を進めますとともに、空港業務を担う人材が確保されますよう、国や関係事業者によるワーキンググループに参画し、就職セミナーの開催や採用情報の発信に協力してきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、官民連携の下で、航空会社への働きかけや双方向の需要創出を図るとともに、航空会社のニーズを踏まえながら、国際線の充実に必要な空港人材の確保に向けた取組を進めますなど、受入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君（登壇）新たな通園制度についてでございますが、国では、未就園児やその御家族の支援を強化するため、保護者の方々の就労要件を問わずに保育を利用できる制度といたしまして、こども誰でも通園制度を創設することとし、来年度の試行的事業につきましては、今年度のモデル事業を拡大し、道内6市町で実施されるところでございます。

令和7年度からの制度化に向けましては、これら試行的事業の結果などを踏まえ、国においてさらに検討が進められるものと承知しておりまして、道といたしましては、こうした動きを踏まえつつ、モデル事業や試行的事業を実施する市町の取組を他の市町村に情報提供するとともに、把握した課題の改善につきまして、全国知事会とも連携しながら国に要望するなどし、道内全ての市町村におきまして、制度の実施に向けた体制整備が円滑に進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部食産業振興監仲野克彦君。

○経済部食産業振興監仲野克彦君（登壇）食の輸出拡大戦略についてであります。中国の輸入停止措置による影響が非常に大きい中、現在、その影響緩和に向け、官民が一体となって国内外における販路開拓や消費拡大に取り組んでおりまして、米国やASEANにおける輸出の伸長や国内消費の拡大といった効果が出てきたところでございます。

道といたしましては、こうした対策の効果を、国や道、関係団体などと共有するとともに、業界の動向や輸出実績、さらには国の今後の動きを注視しながら、新たな目標水準の設定に向けて、引き続き検討を深めてまいります。

また、力強い本道経済の構築に向けては、海外の成長力を取り込むことが重要であるとの認識の下、次期戦略案では、リスク対応に重点を置き、輸出先国・地域の多角化や品目の拡大を掲げたところでありまして、輸出に意欲を持つ事業者の方々や関係団体などと緊密に連携しながら、プロモーションや商談機会の提供などを通じて、道産食品のさらなる海外販路の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、海外留学に向けた取組についてであります。グローバル化が進展する中、多文化共生社会の実現に向け、高校生が異文化交流や多様な価値観に触れる機会を創出することは重要であり、留学は、国際的視野を養い、国際人としての自覚を深める貴重な機会になるとともに、我が国をより深く理解する契機にもなるものと考えております。

このため、道教委では、海外交流に向け、生徒の意欲向上を図るため、高校生が地球規模の諸課題の解決に向けて探究した成果を海外の高校生とオンラインで交流する機会や、道内大学の留学生や、留学経験のある大学生と交流する機会を設けております。

海外留学につきましては、姉妹提携や、教育分野における協力に関する覚書を締結しているカ

ナダ・アルバータ州、アメリカ・ハワイ州、ニュージーランド、中国北京市、オーストラリア・タスマニア州との交流を継続するとともに、アルバータ州への派遣生徒数を増やすなどして、国際的な視野を持ち、主体的に行動できるグローバル人材の育成を図ってまいります。

次に、道立学校におけるICT支援員の活用についてであります。各道立学校では、ICT端末の活用に関する事例などを紹介する国の特設ウェブサイトや、道教委のポータルサイトを参考にしながら、1人1台端末の活用に取り組んでいるものの、授業における教員のICT活用指導力や、校務でのICTの効率的な活用の程度は、学校により異なる状況にあります。

これまで、道教委では、本道の広域性を踏まえ、道立学校への支援のため、ヘルプデスクを設置して対応するとともに、道教委職員が、直接、学校に出向いて問題解決を図ってきたところであります。

このたびの予算案におきましては、来年度からの新たな事業として、ICTの知見とノウハウを有する支援員を道立学校に派遣し、端末等を活用した授業改善や校務効率化などに関する技術提案や指導助言、いわゆるコンサルティングを行うことにより、児童生徒の情報活用能力の育成や、業務改善による教職員の多忙感の軽減など、各学校においてICTを活用した様々な実践が展開されるよう、教育のさらなる情報化に向け、ICT環境の充実を図ってまいります。

最後に、道立近代美術館の在り方などについてであります。近代美術館は、これまでも本道の美術文化の中核としての役割を担ってきておりますが、開館から46年が経過をし、施設設備の老朽化などの課題が顕在化しております。

このため、道教委では、今後の近代美術館の在り方について、近代美術館リニューアル基本構想の中間報告を昨年7月に取りまとめ、その目指す姿や施設整備の基本的な考え方などを整理いたしました。

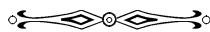
道教委といたしましては、隣接する知事公館エリアと一帯で、これまで以上に魅力あふれる文化、芸術、歴史の発信拠点として活用するため、知事部局と連携をし、道民の皆様の御意見を伺いながら、エリア全体の目指す姿やその実現に必要な機能などについて丁寧に検討を進め、来年度にも総合的な活用構想を策定できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 森成之君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩



午後2時41分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

高田真次君。

○10番高田真次君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、さきの通告に従い、順次質問をいた

します。

初めに、水産業の振興についてのうち、マツカワの種苗生産についてであります。

まずは、北海道栽培漁業伊達センターでの種苗生産についてであります。伊達センターでは、道内で唯一、マツカワの種苗生産が行われておりますが、令和6年3月末で北海道電力の伊達発電所が休止されることとなり、伊達センターへの海水の供給が止まり、種苗生産に大きな影響を与えることが懸念をされました。

そのため、昨年11月30日、えりも以西栽培漁業振興推進協議会の関係者の皆様が、道に対し、マツカワ種苗生産・放流事業の継続に関する要請を行いました。私も同席をさせていただき、道と地元が連携し、ぜひとも事業が継続できるよう併せてお願いをいたしました。

2月29日、我が会派の代表質問に対し、道は、来年度から取水施設の整備に着手し、完成するまでの間は、他のセンターを活用したバックアップ体制を整え、種苗生産を継続すると御答弁されました。

今後もマツカワの資源が守られることとなり、私もはじめ、地域の関係者の皆様は、ほっと胸をなで下ろしたことと思っておりますが、改めて、マツカワの種苗生産の必要性と取水施設整備の進め方について伺います。

次に、今後の取組についてであります。種苗生産につきましては、取水施設を整備し、今後も引き続き実施していくとのことですが、現在、伊達センターでは、年間100万尾もの種苗が生産をされております。

しかし、マツカワは、資源のほとんどが人工種苗により造成されているのが実態であり、放流数の減少は、すなわち、漁獲量の減少につながり、地域の漁業経営にも影響を与えることが懸念されるところであります。

昨年9月、私は、厚岸で開催された全国豊かな海づくり大会に参加をさせていただいた際に、マツカワの種苗を放流させていただきましたが、大変感慨深いものであります。

これまで栽培漁業振興公社などの関係者の皆様が積み重ねてきた努力により、資源の造成に成功され、今や北海道を代表する魚種とも言えるこのマツカワは、北海道の貴重な財産であり、この資源を絶やすことは決してあってはなりません。

今後も、安定的な種苗生産や放流事業に取り組んでいく必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

次に、ALPS処理水放出に伴う水産業への影響についてであります。

ALPS処理水の海洋放出に伴い、昨年9月以降、中国への道産水産物の輸出がゼロとなり、ホタテの単価の下落やシップバックによる冷凍庫の逼迫などにより、本道の水産関係者の経営に暗い影を落としました。

道は、知事を先頭に、速やかに消費喚起に取り組むとともに、第3回定例道議会で補正予算を措置した緊急的な対策や、国の支援事業の活用促進により、切れ目なく影響の緩和に努めてきたと認識をしております。

しかし、中国による輸入停止措置はいまだに解除されておらず、事態が長期化すれば、さらなる影響の拡大が懸念される場所でもあります。私の地元の噴火湾においても、今月から、養殖ホタテガイの水揚げが本格化する場所ではありますが、漁業や水産加工業は地域経済を支える重要な産業となっており、今後とも支援の継続が必要と考えます。

知事は、昨年の取組の効果についてどのように捉えているのか、伺うとともに、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、噴火湾におけるホタテガイの生産についてであります。私の地元の噴火湾は、天然地まきで育成しているオホーツク海に並び、養殖ホタテガイの一大産地であります。今月から水揚げが本格期に入っております。

輸入停止措置の継続により、今年は、水揚げ当初から影響を受けることとなり、地域の懸念は大きいものであります。加えて、現在、噴火湾地域は、貝毒発生長期化により、活貝としての出荷の見通しが立っておらず、ボイル製品など限られた加工製品の出荷にならざるを得ない状況と聞いております。

噴火湾地域でのホタテ加工は、以前はボイルが主体でありましたが、近年は中国向けの冷凍両貝がメインとなったため、加工処理能力が低下をしております。加えて、育成に2年から3年を要する噴火湾のホタテ養殖業は、来年度以降の生産を確保するため、水揚げ後、速やかに耳づり作業を行っておりますが、水揚げが集中した場合の加工場の受入れにも懸念があります。

輸入の停止や貝毒の発生など、厳しい状況に置かれている噴火湾のホタテガイの生産への対策について、今後どのように取り組んでいく必要があるのか、知事の見解を伺います。

次に、流域治水についてであります。

国では、近年の気候変動の影響により、自然災害が激甚化、頻発化していることなどから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定しており、その中で、人命、財産の被害を防止、最小化するための対策の一つとして、流域治水対策が挙げられております。

北海道においても、平成28年の台風等の豪雨により、全道的に洪水被害や土砂災害が多発したことは記憶に新しい場所でもあります。

こうした中、道では、管理する全ての2級河川において、道や市町村のほか、森林管理者や農業施設管理者などで構成する流域治水協議会を設置し、流域全体で水害を防止、軽減する対策をまとめた流域治水プロジェクトの策定を進めていると承知しております。

私の地元を流れる2級河川の長流川においては、これまでも大きな洪水被害が生じ、昨年も氾濫危険水位を上回る水位を観測した場所でもあります。その際には、道が地元自治体などと連携し、対策を行われたと承知している場所ではありますが、地域住民は大変不安な思いをしております。

しかしながら、長流川においては、まだ流域治水プロジェクトが策定をされておられません。近年、全国的に、地球温暖化による雨量の増大や、これに伴う大規模災害が度々発生をしておりますが、河川の整備には多くの時間を要することから、今後の気候変動を踏まえ、あらゆる関係者

が協働し、流域全体での対策の推進が重要であると考えます。

そこで、流域治水プロジェクトの策定状況と今後の取組について、知事の見解を伺います。

次に、官民連携の取組についてであります。平成28年度に創設された企業版ふるさと納税は、地域への民間資金の還流を促進することで、自治体における地方創生の取組をさらに推進することを目的とした制度と承知しております。

令和2年度には、税の軽減措置が最大9割に拡充されたこともあり、全国的に寄附額は増加し、本道においても、市町村を含めた昨年度の寄附額は4年連続で日本一の実績となっております。

こうした背景には、税の軽減措置効果もあると考えるところであります。寄附をきっかけとしたSDGsやESGへの寄与、地方公共団体等との新たなパートナーシップの構築、創業地等の地域への恩返しなどといった、企業版ふるさと納税活用のメリットを企業の皆さんが認識し始めたことも要因としてあるのではないかと思料するところであります。

その一方で、道単独の企業版ふるさと納税の昨年度の寄附額は2800万円、全国19位という結果となっており、必ずしも、道内の市町村の状況と比べると、十分とは言えない状況にあると考えます。

こうした中、道では、今年度、官民連携の推進に向け、庁内の体制を充実し、取組を強化したと伺っておりますが、とりわけ、企業版ふるさと納税など、企業との連携について、これまでどのような取組を行い、今後どのように対応していくのか、知事の見解を伺います。

次に、食の安全、安心についてであります。

食は、人の生命の基本であり、日常生活において安全で安心な食品を取ることは、心身の健康を維持するための根幹として重要であります。本道農業は、我が国の食料供給地域として、道民をはじめ、国民に安全、安心な食料を安定的に供給するとともに、地域経済を支える重要な役割を担っております。

こうした中、道では、平成17年に制定した北海道食の安全・安心条例の下、食の安全・安心基本計画を策定し、食に関する情報提供や、食品の衛生管理の推進、農産物等の安全、安心の確保や、適正表示の促進などに取り組んできたことと承知をしております。

一方で、昨今の食の安全、安心については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーンの混乱や、国際紛争による食料・原材料調達に関するリスクの顕在化、環境に対する負荷の軽減など、様々な課題に直面をしております。

こうした食を取り巻く情勢の変化によって、食に対する消費者の関心が一層高まる中、道産食品の安全、安心の確保を図り、世界からも信頼される食の北海道ブランドを確立していくことが重要と考えるところであります。

来年度から始まる次期食の安全・安心基本計画について、どのような視点を重視し、どのような方向を目指して策定、推進するのか、知事の見解を伺います。

次に、がん治療対策についてであります。

がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会活動を送るがん患者が増加しており、がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療開始後も治療前と変わらない生活を維持する上で、治療に伴う外見の変化に対する周囲のサポートの重要性が認識をされております。

近年では、道内においても、医療用ウィッグなどの購入に対する助成を行う自治体が出てきており、私の地元の伊達市においても、令和6年度から助成制度を新設する予定となっております。

また、地元のボランティア団体においては、ウィッグの無償貸出しやタオル帽子等の提供によるがん患者への支援を積極的に行っており、道内はもちろん、全国各地からの問合せも相次いでいる状況にあるとお聞きをしております。40代の働き盛りの方、子育て世代の方からの申込みが多く、がん患者の皆様へ寄り添った活動をされております。

がん患者が安心して治療を受けるためには、治療プロセスに沿った適時適切な外見変化に対する情報提供と心理的・社会的ケアの提供が必要であり、ウィッグをはじめ、乳房、顔の各部位、手や足など、整容的な手法や心理的、社会的な介入により、がん患者の心情に寄り添ったケアを行うためには、特に、医療現場における適切な情報提供や、がん診療連携拠点病院等に設置する相談支援センターなどの相談体制の整備が重要と考えます。

道では、次期北海道がん対策推進計画において、がんの治療による外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するアピアランスケアの項目を設け、施策を推進することとしておりますが、次期計画にアピアランスケアを位置づけた中で、今後、道は相談支援体制の整備にどのように取り組んでいく考えなのか、知事の見解を伺います。

次に、北海道における縄文世界遺産の活用についてであります。

2021年——令和3年7月に、縄文遺跡群の世界遺産登録がなされ、令和5年5月には、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類となって以降、いよいよ北海道が世界に誇る縄文遺跡群の本格的なPR活動が行える環境となりました。

道では、北海道博物館での特別展やシンポジウムの開催、北の縄文ポータルサイトの開設やデジタル技術を活用したスタンプラリーなどを通じ、縄文文化が持つ普遍的な価値の普及や観光資源としての活用を積極的に行ってきたと承知しております。さっぽろ雪まつりに合わせて開催された各イベントを見ても、多くの縄文ファンを獲得してきたと認識しており、私は、これまでの道の取組に共感するところであります。

また、各構成資産を所管する自治体においては、周辺環境の整備や遺跡を活用したイベントの開催など、個々の取組が積極的に行われておりますが、構成遺産間での連携した取組にはまだまだ伸び代があり、地域連携が課題の一つであると認識するところであります。

現在、拠点機能の実現に向けた議論が行われているところではありますが、さきの我が会派の代表質問に対し、知事からは、有識者からの意見聴取など、外部の視点を生かして検討し、関係市町などとの協議をさらに進め、来年度をめどに具体的な仕組みを取りまとめるなど、積極的に取り組んでまいるといような御答弁がありました。

世界遺産登録から3年を迎える新年度において、縄文遺跡群として、各構成資産を所管する自治体が、世界遺産としての希少性、重要性を最大限に活用する取組について、道としてどのように推進、支援していくのか、知事の見解を伺います。

最後に、道立学校の廃校舎の利活用についてであります。

今後、さらに進行する少子化に伴い、統廃合等により廃止となる道立学校が増えていくものと考えております。私の地元の伊達市においても、令和5年3月末をもって、道立学校の再編により伊達緑丘高校が廃校となりましたが、跡地の利活用等については、地元地域にとって役立つものとなってほしいと考えております。

については、道立学校が廃校となった場合、その跡地の利活用等について、道教委の考え方を、以下伺います。

道教委では、道立学校が廃校となった際に、基本的にどのような手順で廃校舎の利活用を進めており、旧伊達緑丘高校についてはどのように利活用を模索しているか、伺います。

また、建物については、不使用となった場合、傷みが非常に早く、グラウンドについても、草木の繁茂が想像以上に早く進んでまいります。

廃校舎については、地域によっては災害発生時の避難所として指定されている場合もあると考えますが、私の地元においても、地域住民の避難はもちろん、発災時の支援者の宿舎としての活用も想定される場所です。

即時性を求められる場合を含め、跡利用を行うに当たっては、廃校舎が利活用されるまでの間の施設の維持管理は極めて重要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、道教委の見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）高田議員の質問にお答えいたします。

最初に、水産業の振興に関し、まず、今後のマツカワの種苗生産などについてであります。マツカワの種苗放流の取組は、栽培漁業の優良事例として高く評価されており、市場では、高級ブランド「王鰈」として流通するなど、太平洋沿岸の貴重な漁業資源となっております。

令和6年は、北海道電力の協力の下、伊達センターにおいて計画どおりの種苗生産が可能となりましたが、道としては、資源への影響が最小限となるよう、栽培漁業振興公社や道総研水産試験場と連携し、取水施設が整備されるまでの間、他のセンターなどを有効に活用して、マツカワの種苗生産を継続してまいります。

また、小型種苗を用いた生産コストの低減や、餌の改良による健康な種苗づくりのほか、より効果の高い放流場所の検討など、引き続き、種苗生産や放流技術の向上に取り組み、マツカワの持続的な資源造成と漁業経営の安定を図ってまいります。

次に、処理水放出に伴う水産業への影響などについてであります。中国による輸入停止措置を受け、官民が一体となった「食べて応援！北海道」キャンペーンの全国展開のほか、ふるさと

納税や学校給食での利用、海外での販路開拓などにより、昨年11月のホタテガイの家庭消費が前年同期の1.6倍に拡大をしたほか、米国やASEAN向けの輸出も大きく伸長し、懸念されていた漁業生産の抑制や在庫の滞留が回避されるなど、輸入停止による影響は一定程度に抑えられたと考えております。

本年は、噴火湾をはじめ、全道各地で切れ目なく出荷が続くため、引き続き、消費喚起の機運を高めることが重要でありますことから、道としては、キャンペーンの強化を図るとともに、国の政策パッケージを活用した加工体制の強化に加え、海外プロモーションによる輸出先国の多角化や品目の拡大など各般の取組を加速し、漁業者や加工業者の皆様が安心して事業を営めるよう取り組んでまいります。

次に、流域治水プロジェクトの推進についてであります。道では、過去の降雨実績に基づく治水対策から、今後の気候変動の影響なども考慮した対策への転換が必要であるとの考えから、河川管理者が主体の整備のみならず、あらゆる関係者が協働して流域全体で対策を行う流域治水の取組を進めております。

昨年度までに、道が管理する230全ての2級水系において流域治水協議会を設置し、41水系で流域治水プロジェクトを策定したところであり、今年度は、長流川を含む約60水系で予定しているところであります。

道としては、流域治水の取組を推進するため、残る水系について、速やかな策定を目指すとともに、これまで策定したプロジェクトにつきましても、地域の特性を踏まえ、内容の充実強化に努め、今後とも、流域のあらゆる関係者の方々と連携を一層強化しながら、水害に強い北海道づくりに取り組んでまいります。

次に、企業との連携推進についてであります。人口減少が進行し、地域社会や経済の縮小が懸念される中で、様々な地域課題の解決に向けては、地域の関係者に加え、民間をはじめ、外部の方々も参画し、その知恵や資金を活用した取組を進めていくことは重要であります。

このため、道では、本年度から、官民連携推進局の体制を強化し、地道な企業訪問を繰り返し、連携のプラットフォームとなるほっかいどう応援団会議への参画を促進してまいりましたほか、企業からの寄附獲得に向け、道や市町村の支援ニーズをまとめた事例集を作成し、道内外でのセミナー開催や、官民交流サロンの活用などを通じ、地域の支援ニーズと企業の応援ニーズとのマッチングに努めてまいりました。

こうした中、本年度におきましては、道のゼロカーボンの推進や動物愛護に関する取組など、企業の方々から多くの応援をいただき、道単独分の企業版ふるさと納税の寄附額は、2月末現在で、昨年度実績の約2800万円を大きく上回る約6億円となっております。

道としては、今後とも、企業の応援ニーズの把握に努め、寄附したいと思えるような魅力的な事業を構築するとともに、私が先頭に立ち、さらなる企業への働きかけや、応援団会議を活用したPR活動に積極的に取り組むなど、官民連携の取組を一段と加速し、活力ある地域づくりを進めてまいります。

次に、新たな食の安全・安心基本計画についてであります。世界的な食料の安定供給リスクの顕在化や食品価格の高騰、国民的な環境意識の高まりなど、近年、食をめぐる情勢が大きく変化する中、道では、北海道食の安全・安心委員会や道民の皆様の御意見も踏まえ、食の安全、安心と環境の保全との両立や、生産から消費までの食のサプライチェーンへの理解の促進、道民の皆様との情報共有や意見交換の推進などを重要な視点とした、新たな計画案をお示したところでもあります。

道としては、この新たな計画に基づき、様々な世代に対応した分かりやすく効果的な情報発信や、リスクコミュニケーションの実施に努め、食品の衛生管理の推進を図るなどの様々な施策を展開し、将来にわたり、消費者の方々に信頼される安全、安心な食料を道内において安定的に生産、供給されるよう、生産者や事業者など関係の皆様と一体となって取り組んでまいります。

次に、がん患者の皆様のアピアランスケアについてであります。医療の進歩により、治療しながら社会生活を送る方が増加していることから、社会とのつながりを維持し、治療による体の変化や心理的負担に寄り添ったケアは重要であります。

このため、道では、ホームページなどにより、道民や企業の皆様のアピアランスケアに関する理解の促進を図るとともに、患者や御家族の皆様へハンドブックを配付するなどの情報提供、がん診療連携拠点病院等に設置する相談支援センターの体制整備への支援のほか、国に対して医療用ウィッグなどの購入に対する助成制度の創設を要望しているところであります。

道としては、次のがん対策推進計画において、がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を目指し、アピアランスケアをその取組の一つとして位置づけたところであり、引き続き、患者団体等が参画するがん対策推進委員会において、より効果的な取組について議論を重ねながら、がん患者の皆様が安心して生活できるよう、患者やその御家族の皆様へ寄り添った支援に努めてまいります。

最後に、縄文世界遺産の活用についてであります。登録から2年がたち、国内外からの人の流れが増加する中、縄文世界遺産の普及啓発については、シンポジウムや体験学習会の実施など、道や各市町の取組に加え、民間団体が中心となってイベントが開催され、それらに多くの方々が訪れるなど、動きが活発化してきているところであります。

こうした中、道では、来年度、関係団体などと連携して登録3周年を記念したイベントを開催し、遺産の価値と魅力を広く発信するほか、ガイド交流・研修会の開催や、各構成資産等において遺産の価値を多言語で伝える音声ガイドの作成、教育旅行、観光旅行の誘致など、受入れ体制の強化や周遊促進に取り組むこととしております。

道としては、引き続き、官民連携プラットフォームの活用などにより、関係市町の方々などと緊密に連携し、道内の縄文遺跡群としての一体的なプロモーションを行い、発信力を強化していくなど、多くの方々が遺跡を訪れ、地域のにぎわいの創出につながるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）水産業の振興に関し、初めに、伊達センターでのマツカワの種苗生産についてであります。道では、マツカワの資源増大を図るため、伊達市にセンターを整備し、栽培漁業振興公社や地元の市町、漁業協同組合との連携の下、平成18年から100万尾規模の種苗放流を行った結果、現在では、漁獲が150トンを超え、着実な資源づくりにつながっているところでございます。

マツカワ資源の約9割が人工種苗により造成されており、今後とも、伊達センターにおいて、種苗を効率的かつ安定的に生産し、大量放流を継続していくことが重要でありますことから、道といたしましては、来年度から沖合の取水施設整備に着手し、計画的な整備を進めることとしておりますが、本格稼働までには5年程度を要するため、関係者と協議を重ね、他のセンターを活用し、その間のバックアップ体制を確保してまいります。

次に、噴火湾におけるホタテガイの対策についてであります。漁業者団体によりますと、今漁期の噴火湾の養殖ホタテは、約5万8000トンの水揚げが計画され、その多くが3月と4月に集中すること、また、これまで中国に輸出されていた貝の大半が道内加工に向けられるほか、貝毒の影響により、ボイル製品に加工して出荷する必要がありますことから、加工処理能力の強化が課題となっております。

このため、道では、漁業者団体と協議し、安全性を確保した上で、貝毒発生期におけるボイル製品の加工条件基準を見直したほか、国や関係団体と連携し、政策パッケージを活用した機器整備や人材確保による加工能力の向上に加え、他県や道内における広域的な加工処理体制づくりの促進、国内消費の拡大や、ASEAN等への輸出の強化など、噴火湾地区のホタテ養殖業の経営安定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）高田議員の御質問にお答えをいたします。

廃校舎の利活用についてであります。道立学校が廃校となった際には、道や市町村における利活用を検討し、その見込みがない場合、学校法人や企業など民間事業者の方に購入希望を募っております。

旧伊達緑丘高校につきましては、現時点で、道及び伊達市の活用予定がないことから、道教委ホームページによる民間事業者への周知のほか、文部科学省主催の廃校活用推進イベントに参加をするなどし、廃校舎の活用をPRしております。

道教委といたしましては、基本的に、公共目的や公益目的のために活用されることが望ましいと考えており、今後も、知事部局や地元市町村とも緊密に連携をし、地域の活性化や防災の拠点としての活用など様々なニーズの把握に努めるとともに、活用策が決まるまでの間、適切に維持管理しながら、廃校舎の利活用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 高田真次君の質問は終了いたしました。

鈴木一磨君。

○32番鈴木一磨君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

まず、政策形成や財政運営の在り方等について、道の政策検討の在り方についてであります。昨年、令和5年第1回定例会では、価格高騰等緊急経済対策として111億円の追加補正予算が提案され、節電プログラム参加促進事業費など多くの執行残を、子育て世帯に対するお米券や牛乳贈答券の支援事業に振り替えた経過があります。その際、振替の前後で、支援対象者や予算の目的が大きく変わったことから、子育て世帯以外の道民から苦言を呈されたのは記憶に新しいところであります。

今後も、物価高騰対策をはじめとした様々な道民への支援事業が想定されますが、道の思惑と道民の支援ニーズとの間に大きな差異があれば、執行残が多い事業が頻発するなどし、真に緊急を要するべき支援が道民に届かない懸念も生じます。

道民のニーズに沿った行政サービスや支援を講じるためには、議会議論はもとより、十分な調査や民意を酌む慎重な手続を経るとともに、政策評価における施策目標の達成状況や客観的なデータ、さらには、道政相談やパブリックコメントなどでの建設的な道民意見等を踏まえることが重要と考えますが、知事は、これまで道民の意見をどのように政策や予算に反映してきたのか、まず、伺います。

次に、財政調整基金について、具体的使途が不明確なゼロカーボン北海道推進基金の創設のため、令和5年第2回定例会で、100億円の積立て財源として財政調整基金を活用して一般財源が充当されました。当該予算は議会議決されたものであり、基金予算を否定するものではありませんが、企業会計の収益や財政調整基金を安易に政策予算の財源に充当する手法には疑念が残ります。

令和6年度当初予算において、財政調整基金は134億円取り崩され、令和6年度末の残高見込みは230億円であります。令和6年度の実質公債費比率も19.1%となる上、道債の償還は今後とも増加し、また、福祉などの義務的経費は高齢化が進むにつれて増えていくことが想定されます。

そもそも厳しい財政運営が見込まれている中、財政調整基金を予備費的に政策予算の打ち出の小づちとしてはならないと考えますが、新年度予算審議前において、改めて、財政調整基金の活用の考え方について、知事の見解を伺います。

次に、地方分権の在り方と政策の方向性について伺います。

道の令和6年度一般会計予算案の総額は3兆215億円で、昨年の政策予算を加えた総額に比べ4.1%減であり、直面する課題が多岐にわたり、その解決に当たり十分な予算案なのか、懸念が残ります。

予算の内容については予算特別委員会で審議が尽くされるものと思いますが、実質公債費比率の推計は、道債償還や義務的経費の増加、金利上昇も相まって、令和15年度には23.1%に達する見込みです。

折しも、大規模災害や感染症の蔓延といった非常時に、国民の生命などの保護のため、国が自治体に必要な事務処理を指示できることなどを柱とする、地方自治法の改正案がこの通常国会で審議され、これまで地方分権改革の成果として対等協力となった国と地方との関係について、このような逆行する流れは、まさに地方自治、地方分権の危機の一步ではないかと危惧されます。

知事は、地方自治、地方分権の在り方についてどのように考え、今後、権限や財源の移譲をどのように進めていくつもりなのか、このタイミングで所見をお伺いします。

また、加えて、来年度の当初予算における重点政策において、次世代半導体事業や洋上風力発電など近代政策への予算配分が大きく、食と観光の源となる環境保全や1次産業の振興などへの配分が少ない実態にあります。知事の道政執行方針を聞いても、総花的で、正直に言って、北海道の将来をどのように導こうとしているのか、分かりません。

本道は、地域風土の特色を最大限生かし、広大な自然環境と食料基地としての役割をしっかりと伸ばしていくことが重要と考えますが、知事は、本年度の重点政策の推進により、本道発展の道筋をどのように描こうとしているのか、所見をお伺いいたします。

次に、観光振興税について伺います。

法定外税には、法定外目的税と法定外普通税の2種類あり、あくまでも、目的税は、普通税と異なり、税の使途が特定されているものであります。

しかし、今後、道が導入を検討している観光振興税は、新税の使途が具体的ではなく、一般財源事業との違いも不鮮明で、最低限どの程度の特定税収が必要かすら置き去りのまま、賦課額や徴収方法など、税収議論が先行しているように感じられます。

そこで、何点か、お伺いします。

まず、観光振興税の対象事業について、道が検討する観光振興税に関し、例えば、アドベンチャートラベル振興費などにおいても、これまで一般財源で行われてきた取組との違いを明確にしなければ、目的税の活用が認められない可能性があります。

本来であれば、特定事業の歳出に充てるための目的税であるがゆえに、観光振興税の対象となる特定事業をどのように構築し、新税事業と一般財源事業の分離化をどのように図るのか、お伺いします。

次に、特定基金への積立ても検討していると聞きますが、新税導入後の税収実績を見定めないうちに積立を想定することは、少し拙速ではないでしょうか。必要な基金であれば一般財源から繰入れすれば済むわけで、基金に積むゆとりがあるのであれば、税率や税額を下げるべきと考えます。

また、その基金積立の必要性について改めてお伺いするとともに、不足分をゼロカーボン基金のように財政調整基金などで追加充当することはないのか、併せて伺います。

次に、道民の税負担増についてお伺いします。

本来であれば、特定事業財源の総見込額に対し、目的税収の過不足など、適宜、検証が必要と考えますが、道が提示する45億円の根拠が明確ではなく、道の税収が増えれば幾らでもよいとの姿勢に見えてしまいます。

観光振興税は、旅行者のみならず、道民も対象であり、物価高騰で苦しむ道民生活を軽視していることにつながるのではないのでしょうか。観光に縁遠い地域や道民もいます。

地方の経済情勢も回復しない中、道民に税負担をさらに強いることについて、知事の所見をお伺いします。

次に、新税導入の十分な検討及び市町村の意向把握等についてお伺いします。

実際に、観光振興の波及効果が低い市町村もあり、観光の影響を受ける度合いの地域間格差を考慮すると、例えば、区域指定して特区を設けるなど、賦課方法や課税対象者、徴収区分など、もっと時間をかけて丁寧に研究し、合意形成もしっかり築いていくことが大切であり、拙速な導入に傾くべきではないと考えます。

道では、全市町村に対するアンケートを行ったと承知していますが、どのような意見をいただき、今後どのように意見を把握し、また、入湯税も含め、二重三重の税を改めて上乗せで課すなど、新税の在り方や徴収方法についてどのように合意形成を図っていくのか、今後のスケジュールも含めて伺います。

次に、税の減免について、観光以外の宿泊も多く想定されますが、式典行事や災害応援による宿泊など、配慮すべきこともあるのではないのでしょうか。

減免規定を慎重に検討すべきと考えますが、所見をお伺いします。

次に、経済戦略についてお伺いします。

まず、物価高騰対策について、令和5年第3回定例会において、省エネポイントに上乗せしたエネルギー高騰対策の活用実態が少なく、執行残を子育て世帯への牛乳・お米支援に振り替えた経過があります。子育て支援は重要ですが、消費者支援という本来の目的が変わり、特に年金受給者や中間所得層にどのような恩恵があったのか、疑問の声も届きます。

これまで道が実施してきた物価高騰対策において、子育て世帯以外の道民の暮らしにどのような支援が図られ、効果はどの程度現れたのか、検証、見解を求めますとともに、いまだ長引く物価高騰への消費者支援を今後どのように図っていくのか、所見をお伺いします。

また、今次定例会において、我が会派の補正予算冒頭先議でもただしたとおり、物価高騰対策として道民の多くが待ち望んでいる消費者支援について、会派要請したにもかかわらず、補正予算案や新年度予算案に支援策が一切盛り込まれなかった理由についても併せてお伺いします。

次に、中小企業の支援等についてお伺いします。

令和5年の名目GDP——国内総生産において、日本はドイツに抜かれ、世界第4位となりました。物価高騰に呼応する賃金上昇が起爆剤となるはずですが、連合北海道の資料によると、去年は、道内の賃上げ率が加重平均で3.31%と高水準だったにもかかわらず、物価上昇が上回

り、実質賃金は22か月連続で前年同月比で減であることを承知しております。

物価高騰や担い手不足などで経営に苦しむ中小企業を物心両面で支え、賃金向上に反映させる機運を高めるべきと考えますが、物価上昇に対し、賃上げが全く追いついていない現状について、その要因をどう捉えて、中小企業への支援など、どのように経済対策を講じているのか、お伺いします。

次に、労政戦略について伺います。

道では、長時間労働の是正や育児休業の取得促進など、働き方改革の推進に向けて、これまで相談窓口の設置や推進企業の認定制度の普及などに取り組んできたものと承知していますが、地方における人材を確保していくためには、年次有給休暇の取得促進や、リモート会議の開催など、職場環境の魅力を高めていくことも必要と考えます。

地方を中心に若年層が減少する中、雇用の確保、就業環境の整備などの労政戦略をどのように描き、具体的にどう取り組んでいるのか、所見をお伺いします。

次に、エネルギー政策について伺います。

まず、道内電力網の強化等について、本道は、新エネ等の電源導入が進み、電源連系地域の送配電設備に加え、上位電圧である基幹系統においても、道央圏を除くエリアで空き容量が少ない実態にあります。

さきの決算特別委員会においても、私は、道内送電網や地域間連系線など、電力基盤の増強に資する取組が重要ではないかとただしましたが、ノンファーム型接続や新々北本連系線に加え、海底直流送電線の整備に係る答弁はあったものの、電力需給バランスが崩れた場合に、新エネ事業者等の出力制御を前提とした接続状況に変わりはなく、地域間連系など道内の電力融通にも不安が残ります。

今後、次々に大規模な新エネの新規接続が見込まれる中、空き容量が少ない各地基幹系統における送電網など、電力基盤の増強について、道としてどのように対策を考えているのか、所見をお伺いします。

次に、着雪停電対策についてお伺いします。

令和4年12月、大雪により送電線の鉄塔が崩壊し、紋別地方で大規模な着雪停電が発生しました。北電では、対策が必要な鉄塔を洗い出し、ねじれ防止ダンパーの増設などに努めていますが、冬季の停電は道民の命と暮らしに直結するため、鉄塔増強などの局所的対策に終始することなく、道としても、発電施設の分散化や送電網の多重ループ化など、電力供給設備の充実化に配慮すべきと考えますが、所見をお伺いします。

次に、風力発電建設に係る影響と対策についてお伺いします。

丘陵の風力発電建設について、バードストライクなど生態系への影響や、森林伐採等による土砂災害、景観や遺跡への影響、低周波など、多くの課題を抱えながらも、経済産業省の許認可に基づき、早期建設に踏み切られている事例が少なくありません。

中には、道が指定する山地災害危険地区の上に大きな風車が建設され、降雨等による土砂災害

に日頃から不安を覚える地域住民がいる実態もあります。

道では、自然保護や災害対策等に懸念が生じた場合、具体的にどのように対応を図るのか、お伺いします。

また、風力だけでなく、再エネ発電建設は、地域マイクログリッドや災害時の電力供給網など、地域還元の仕組みが講じられない限り、ゼロカーボンを理由とする設置企業のFIT売電利潤に帰結してしまいます。

設置地域は、自然や景観が損なわれつつ、ただ建設地を提供しているだけと受け止められても仕方なく、実質的な恩恵が不明瞭です。

道として、再生可能エネルギーの導入促進をどのように図り、環境保全や地域還元をどう構築すべきか、所見を伺います。

次に、水素サプライチェーンの取組について伺います。

近年、燃焼時に二酸化炭素を排出せず、貯蔵性や輸送性に優れている、脱炭素社会に有望な水素サプライチェーンが注目されています。

苫小牧では、北電が道内最大級の水素製造装置の運転を今夏開始し、室蘭や函館でも実用化に向けた動きが加速化しています。

しかし、水素の供給インフラの不十分さや販売価格の高さなど課題もあり、燃料電池車——FCVの普及ペースは遅く、家庭用ボイラー等における水素の熱源利用の普及にも時間を要します。

道として、寒冷地に適した技術開発や需要創出を今後どのように図り、水素利用の拡大促進に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の所見をお伺いします。

次に、道営住宅の管理等について、まず、パートナーシップ制度における居住要件等についてお伺いします。

令和5年第1回定例会の我が会派の代表質問に対し、知事自らが、パートナーシップ制度導入の検討は進めていないと明言した上で、市町村の実情に応じた議論や取組が進むよう支援すると答弁され、本定例会の会派の代表質問でも同様の答弁がありました。

一方、住宅の居住要件は、憲法上の生存権や、その先につながる居住権に適応すべきものであり、特に、道営住宅は、公共の福祉を体現し、入居した道民の暮らしを支える役割があります。

しかし、パートナーシップを認定する市町村の道営住宅から認定制度のない市町村の道営住宅に転居する際、生活実態が変わらないのに、転居先の認定証明がないことを理由に入居できなくなることは、居住権の剥奪につながり、道民サービスの公平性や平等性に抵触する懸念が生じます。

ましてや、令和4年10月に北海道営住宅条例施行規則が改正され、性的マイノリティーの方の入居を制度で認めているのであれば、居住要件を満たした場合、道内どこでも公平に入居できるよう、環境整備を図るべきではないでしょうか。

本来であれば、性的マイノリティーのパートナーシップ関係にある方の入居を道が一回でも認めた場合は、生活実態や関係性が変わらない限り、全ての道営住宅の入居条件として一律に認める必要があると考えますが、住宅管理者としての知事の見解をお伺いします。

次に、施設管理について、道営住宅は、公営住宅法に基づき、国の補助金を受けて道が整備し、住宅に困窮している低額所得者を対象に供給している公的賃貸住宅であります。

また、共同施設の管理は、入居者が行うこととして道条例に定められ、入居要件も事前に示されていることも十分承知しています。

しかし、高齢化が進み、入居者が少ないなど、自治会活動が活発でない道営住宅では、例えば、住宅公園で草が1メートル以上繁茂し、キツネや猫のすみつき、ごみの投棄、野火の危険など、公園本来の役割が果たされていなかったり、住宅周りの積雪で生活に支障が生じている実態があり、入居者が道や指定管理者に相談しても解決に至らず、困っているという声も聞きます。

条例遵守や受益者負担の原則は理解しつつ、例えば、草木や積雪により人が倒れていたが、見つからなかったなど、重大事故や事件が発生してからでは遅く、最低でも、道や指定管理者等が細かく巡視するなど、安全対策に努めるべきと考えますが、所見をお伺いします。

次に、地域公共交通対策についてお伺いします。

まず、鉄道の存続支援について、鉄道の黄色線区8区間の営業赤字は、令和4年度で計139億円に上り、運行経費160億円に対して、運賃などの収入は21億円止まりであります。

国は、令和3年成立の改正国鉄清算事業団債務等処理法に基づき、北海道新幹線が札幌に延伸するとされた令和12年度までJRへの支援を続ける方針としつつも、具体的な支援額や内容は、経営状況の点検を理由に、二、三年ごとに設定され、将来を見通した長期的な支援策は見えません。

人口減少を背景に抱える地方鉄道に、高い利用率や収益性を強く求めるだけでなく、観光や物流、生活の動脈としての鉄道の役割に鑑み、過去の経過から国にもしっかりと責任を果たしていただくよう、道として鉄道維持対策を強く発信していくべきと考えますが、知事の所見をお伺いします。

また、鉄道存廃の影響を受けるのは、沿線自治体だけではなく、鉄道のない近隣市町村にとっても、観光や通院、通学、物流などの恩恵や役割を有しており、存続運動なども、沿線のみでなく、広域で働きかけるべきと考えます。

広域行政を取りまとめる道が旗振り役として地域を束ね、ひいては、オール北海道として鉄道存続に取り組むことが最も重要と考えますが、併せて所見をお伺いします。

次に、路線バスと公共交通の維持確保についてお伺いします。

運転手不足は、地方を中心に極めて深刻で、このまま人口減少や運転手の高齢化が進めば、地域の公共交通そのものが崩壊してしまう懸念があります。特に、高齢者が多い過疎地域を中心に、これまでの運転手確保や利用促進、経営支援だけでは、今後、事業の縮小や撤退が相次ぎ、最終的に、道や市町村自らが、地域交通事業を直接担うことも選択肢として浮上しています。

国の補助金の引上げはもとより、テクノロジーの導入や業務の兼任体制など、地域事情が異なるローカルレベルで取組を積み上げ、それに国の支援がにつながる制度とすることも必要と考えますが、地域公共交通の維持確保に向けて、今後どのように取り組むのか、所見をお伺いします。

以上、再質問を留保し、1回目の質問を終了いたします。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）鈴木一磨議員の質問にお答えをいたします。

最初に、政策形成や財政運営の在り方などに関し、まず、地方分権改革についてであります。住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体に委ねることを基本とする地方自治法の下、地方公共団体が、社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化する課題に迅速かつ的確に対応するためには、地域のことは地域自らが決定できる地方分権改革の推進が重要であります。

地方分権改革の取組は、国と地方が知恵を出し合い、議論を積み重ねながら進めていく必要があると考えており、引き続き、市町村の意向を伺いながら、本道の実情や地域の要望に応じた権限移譲などを積極的に進めるとともに、国と地方の役割の徹底した見直しや自主財源の充実強化が図られるよう、全国知事会との連携はもとより、様々な機会を通じて国に強く求めながら、分権型社会の実現を目指してまいります。

次に、来年度の政策展開についてであります。令和6年度は、コロナ禍が明けて初めての通年予算であり、また、新たな総合計画がスタートする重要な一年となることから、直面する課題への対応はもとより、将来を見据えた取組を展開できるよう、政策の検討を行ってまいりました。

道としては、人口減少が進む中、本道の持続的な発展に向けては、国内はもとより、海外からの需要の獲得が重要との認識の下、アドベンチャートラベルの魅力の発信等を通じた観光の高付加価値化により、道内各地に観光客を呼び込むとともに、食料安全保障への関心の高まりを踏まえ、本道が果たす役割に対する理解を促進しながら、1次産業の振興や国内外への販路の拡大を図るなど、地域の特性や潜在力を生かした取組を進め、それぞれの地域に多様な人材を呼び込み、新たな産業や雇用を生み出すなどして、誰もが安心して住み続けられる地域をつくってまいります。

次に、新税導入の意義等についてであります。現在検討中の新税については、観光需要の季節偏在や地域偏在、広域移動手段の脆弱さ、人手不足によるサービス供給力の低下など、コロナ禍を経てより顕在化した課題を克服し、本道の基幹産業である観光業の持続的な発展に向けた取組を強化していくためのものであり、こうした取組を通じ、地域経済への波及効果はもとより、道内外の旅行者の皆様の満足度や利便性の向上にも寄与するものと考えております。

こうした考えの下、先般開催した懇談会では、現時点で想定される用途の方向性や規模感、税収の試算などを併せてお示ししたところであり、道としては、新税導入の意義やメリットなどについて、引き続き丁寧に説明しながら、広く御理解いただけるよう取り組んでまいります。

次に、新税の在り方などについてであります。新税の導入に当たり、一部地域に対し、特例

的な税制度を設けることは、地方税法上の規定に照らしても、公平性の観点から合理的な説明は難しく、道としては、全道一律の税制度が望ましいと考えております。

また、昨年末に実施した市町村アンケートでは、税の使途や税率設定の在り方などについて、多くの御意見をいただき、先般開催した懇談会では、こうした御意見も踏まえた具体的な使途の方向性や税区分の見直し案、市町村税と合算した総額イメージなどをお示しいたしました。

道としては、引き続き、市町村や徴収事務を担っていただく宿泊事業者の皆様の御意見をお聞きし、丁寧に調整を図りながら、新税の考え方を取りまとめてまいります。

次に、中小・小規模事業者の方々への支援についてであります。エネルギーや原材料価格高騰の影響が長期化する中、道内の中小・小規模事業者の方々の多くは、人手不足対策としても賃上げが必要と考えているものの、業績回復の遅れや収益の悪化、価格転嫁の難しさなどにより、対応が困難な状況にあるものと認識しています。

このため、道としては、事業者の方々への経営相談のほか、経営環境の変化に対応した低利な融資の利用促進や、金融機関に対し積極的かつ弾力的な融資について要請を行うなど、事業活動の維持継続に加え、価格高騰の影響緩和に向けた省エネ化やデジタル技術導入への支援、専門家派遣などによる事業者の方々への経営基盤の強化を図り、道内事業者の方々が賃上げしやすい環境の整備につなげてまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、道内地内系統の増強についてであります。電力広域的運営推進機関が将来の広域連系系統の長期展望をまとめたマスタープランでは、再生可能エネルギーの主力電源化の実現に向け、約1.1兆円規模の道内地内系統の増強方策が示され、国では、資金調達環境整備の具体化などについて検討を進めているところであります。

道では、引き続き、地域資源を活用する再エネの導入や、再エネと蓄電池などを組み合わせた分散型エネルギーシステムの構築など、エネルギーの地産地消の取組を支援するとともに、道内地内系統の増強に向けて、国や関係機関に働きかけてまいります。

次に、電力供給体制の信頼性向上についてであります。電力は暮らしと経済の基盤であり、特に、積雪寒冷な本道においては、安定的な電力の供給に万全を期すことが重要であると認識しています。

このため、道では、一昨年の12月に紋別エリアで発生した電線着雪に伴う大規模停電の後、速やかに、北電及び北電ネットワークに対し、原因を分析の上、適切な対応を行うなど、送電網の一層の信頼性向上に努めるよう要請するとともに、国に対し、送電網の整備といった電力基盤の増強などを要望してきたところであります。

道としては、これまでも、新エネと蓄電池などを組み合わせた地産地消できる分散型エネルギーシステムの構築など、地域の防災力向上にも資する取組を支援しており、今後とも、国等に対し、電力の安定供給に向けた取組を要望するとともに、地域で自立的に確保でき、災害の備えとしても有効なエネルギーの地産地消の拡大に努めてまいります。

次に、地域公共交通対策に関し、まず、鉄道網の維持・活性化についてであります。本道の

鉄道網は、道民の皆様の暮らしはもとより、観光や物流など産業全般にも関わる重要な交通基盤であり、持続的な鉄道網の確立に向けては、沿線自治体だけではなく、オール北海道で取組を進めていく必要があることから、道では、私が会長を務める北海道鉄道活性化協議会を通じて全道的な利用促進に取り組むとともに、先般、JRの経営自立に向けた実効ある支援の継続などについて、道議会をはじめ、市町村や経済界とともに国に要請を行ったところであります。

道としては、今後、地域と一体となって、インバウンド客を含む国内外からの鉄道利用を促進するPRの強化や、道内外に向けた応援機運のさらなる醸成など、全道的な観点で行う鉄道活性化協議会の取組と地域の皆様が取り組む利用促進策との連携による相乗効果を図りながら、路線の維持・活性化に取り組んでまいります。

最後に、地域交通の確保についてであります。道では、地域交通を安定的に確保していくため、国や市町村と協調した交通事業者向けバス運行費の補助や、バスやタクシーの車両維持経費等の支援を行うとともに、全道14地域で策定を進める地域公共交通計画に基づき、地域の市町村や交通事業者などと連携しながら、公共交通の利便性の向上や利用促進、さらには、運転手確保に向けた合同就職相談会の開催といった取組を実施してきたところであります。

一方、国においても、今年度の補正予算で、運転手の育成費用の支援を行うほか、市町村等が運営する旅客運送に係る運行区域を柔軟に設定できるよう見直しを進めるなど、取組の充実を図っているところでございます。

道としては、引き続き、国に対し、地域交通に係る必要な予算の確保に加え、本道の実情を踏まえた支援制度となるよう働きかけるとともに、市町村や交通事業者など地域の多様な主体とより一層連携協力しながら、持続可能な地域交通の確保に取り組んでまいります。

なお、その他の質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部長三橋剛君。

○総合政策部長三橋剛君（登壇）政策形成や財政運営の在り方等に関し、政策形成についてでございますが、本道を取り巻く環境が大きく変化し、政策課題が多様化、複雑化する中、限られた財源の中で道民ニーズに適切に対応していくためには、道民の皆様の声をお伺いし、御理解と御協力をいただきながら、効果的、効率的な政策を展開していく必要がございます。

このため、道といたしましては、道政の直面する課題につきまして、客観的なデータを分析することに加え、幅広い関係者の皆様の多様な意見の反映に努めながら、政策を立案するとともに、事業の効果を測定し、新たな政策につなげるPDCAサイクルを徹底することで、魅力ある地域づくりと本道経済の活性化に向けた実効性のある政策の検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部長兼北方領土対策本部長山本倫彦君。

○総務部長兼北方領土対策本部長山本倫彦君（登壇）財政運営の在り方に関し、財政調整基金に

ついてであります。道では、これまで、効率的な予算の執行などにより、財源を捻出しながら可能な限り積立てを行ってきたところでありまして、このたびの令和5年度最終補正予算におきましても、40億円の積立金を計上したところでございます。

財政調整基金の活用に当たりましては、来年度以降も多額の収支不足額が生じる厳しい財政状況にありますことから、当初予算編成における収支不足の解消はもとより、予期しない歳出の増加や政策推進に必要な経費といった年度内の追加財政需要などへの財源として、引き続き、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部観光振興監榎信彦君。

○経済部観光振興監榎信彦君（登壇）観光振興を目的とした新税に関し、まず、新税の使途などについてであります。道では、昨年9月に開催をした有識者懇談会において、新税の目的に即した「観光の高付加価値化」「観光サービス・観光インフラの充実・強化」「危機対応力の強化」という三つの柱をたたき台としてお示した後、市町村との調整や、宿泊事業者の皆様との意見交換を重ね、先月開催した4回目の懇談会では、その柱に沿った具体的な使途の方向性や市町村との役割分担の考え方などとともに、こうした政策目的と整合的な施策に対し、新税を優先的に充当する考え方をお示いたしました。

いずれにいたしましても、新税を導入する際には、道議会での御議論も踏まえ、条例に政策目的として、使途の方向性を規定することとなり、具体的な事業構築に当たっては、その目的に沿って検討していくものと考えております。

次に、新税の運用などについてであります。新税の運用に当たりましては、目的税という性質を考慮し、税の目的や使途に応じた施策を計画的に実施することが求められますことから、そのための基金を設置することは有効な手法の一つとなるものと考えております。

有識者懇談会には、徴税コストを除く税収を全額基金に繰り入れ、毎年度の観光関連施策に充当するほか、災害などの不測の事態に備え、機動的な需要喚起や風評被害対策などのために一定額を積み立てることをお示したところでございます。

新税につきましては、その目的に照らし、適切かつ効果的に運用していくことが重要であり、道議会での御議論などを十分に踏まえながら、引き続き検討を行ってまいります。

次に、非課税事項についてでございます。昨年9月にお示しをした、たたき台においては、税の原則の一つである簡素な税制度とするため、非課税事項は設けないという方向性をお示しておりましたが、その後に行いました意見交換などで、市町村や多くの宿泊事業者の皆様から、修学旅行等に関しては、誘致の促進といった観点から、非課税とすべきといった意見が多く寄せられましたことから、先般の懇談会では、課税免除とする見直し案をお示しし、おおむね賛同を得たところでございます。

いずれにいたしましても、非課税事項につきましては、新税の導入を検討している市町村とも十分な調整を図り、納税をしていただくこととなる皆様の御理解をいただけるよう、検討を進め

てまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、物価高への対応についてであります。道では、価格高騰等経済対策を策定いたしまして、これまで、子育て世帯への商品券の支給のほか、LPガス利用者の負担軽減や福祉灯油事業の交付基準額の引上げなどの対策を講じてきたところでございまして、こうした取組により、物価高騰による道民の皆様の暮らしへの一定の影響緩和につながってきたものと考えております。

道といたしましては、引き続き、これまで措置した対策について、支援を必要とする皆様に一日も早くお届けできるよう、迅速かつ円滑な執行に取り組むとともに、今後とも、地域や事業者の方々の声を丁寧に伺いながら、出産、子育てへの経済的支援や生活困窮者の方々への自立支援など、きめ細かく対応し、道民の皆様が安心して生活できる環境づくりや、中小・小規模事業者の方々への事業継続に向けた支援などを通じた足腰の強い地域経済の構築を図ってまいります。

次に、働き方改革の推進などについてであります。人口減少や少子・高齢化による道内企業の深刻な人手不足への対応に向けましては、人材の育成確保や、就業環境の整備などといった働き方改革を総合的に推進していくことが重要であります。

このため、道では、地域を支える担い手の育成や、女性、高齢者など潜在人材の掘り起こしを行いますとともに、就業環境の整備に向けました優良事例の紹介や企業への専門家派遣、働き方改革に取り組む企業を認定する制度の運用による道内各地の認定企業への優遇措置、さらには、男性育休の取得や短時間労働といった多様な働き方を促進するセミナーを道内各地で開催するなど、働き方改革を推進しているところであり、こうした様々な施策を活用し、働く方々にとって魅力ある良質で安定的な雇用の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○経済部ゼロカーボン推進監今井太志君（登壇）エネルギー政策に関し、風力など再生可能エネルギーの導入についてでございますが、再エネ事業の実施に際しましては、防災面の配慮はもとより、環境への影響を回避、または十分に低減していく必要がありますことから、道では、事業者に対し、法令や条例による環境アセスメントに加え、国のガイドラインに基づき、防災や環境保全、地域との適切なコミュニケーションを求めるなど、丁寧な対応を促してきたところでございます。

また、再エネの導入と、その地産地消を進めるため、市町村に対し、事業の計画づくりから設備導入まで支援を行うなど、地域資源を生かした取組の推進を図っておりますほか、再エネを活用するデータセンターや半導体関連産業などの集積に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今後とも、地域の皆様の理解や環境に配慮しながら、エネルギーの地産

地消に向けた取組を支援するなど、地域の脱炭素化はもとより、地域経済の好循環が図られるよう、各般の施策を着実に進めてまいります。

次に、水素利用の拡大についてでございますが、道では、これまで、寒冷地に対応した水素自動車や燃料電池等の開発に取り組む事業者と積極的に情報交換を行うとともに、道内関係者に対し、様々な機会を通じてこうした技術の周知や情報共有を行ってきましたほか、環境関連技術や製品開発等を支援する補助制度により、水素に関する製品についても支援を行ってきたところでございます。

こうした中、道内では、室蘭や苫小牧エリアにおきまして、環境省の水素サプライチェーン実証事業により、給湯ボイラーやロードヒーティング、暖房など、様々な需要創出につながる取組が進められております。

道といたしましては、こうした道内各地のプロジェクトに積極的に携わり、推進、先導することなどにより、水素の利活用や関連技術、製品の開発などを促進し、道内での水素サプライチェーンの構築を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 建設部建築企画監細谷俊人君。

○建設部建築企画監細谷俊人君（登壇）初めに、パートナーシップ制度に係る居住要件等に関し、道営住宅への入居についてであります。道では、多様化するニーズへの対応や地域が抱える課題解決に向けて、道営住宅を活用できるよう、令和4年10月に、外国人や同性カップルなど住宅確保に配慮を要する方々につきまして、同居親族がいない場合であっても入居を認める制度改正を行ったところであります。この制度は、市町が、所管する公営住宅への入居を認める住宅確保要配慮者について、道営住宅への入居を要請できる仕組みとしております。

道といたしましては、市町村に対して、会議等の場を通じて制度の趣旨について周知を図るとともに、定期的に、市町における入居者資格の拡大に向けた意向や検討状況等を確認しているほか、市町におきまして、入居が認められていない住宅確保要配慮者の方々から道営住宅への入居希望があった場合には、速やかに当該市町と情報共有するなど、引き続き、市町と連携し、地域の住宅ニーズに対応してまいります。

次に、道営住宅の施設管理についてであります。道では、道営住宅の老朽化や劣化などによる事故等の未然防止や修繕の効率的な実施を図るため、振興局と指定管理者が連携をし、建築基準法に基づく法定点検のほか、団地敷地内の通路や遊具などの日常点検を実施するとともに、大雪や台風直後に加え、入居者からの通報があった場合などには、その都度、巡回による点検を実施しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、指定管理者と連携をし、維持管理上、必要な対応を行うことにより、安全で良好な居住環境の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 鈴木一磨君。

○32番鈴木一磨君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、指摘を交え、再質問いたします。

まず、政策形成や財政運営の在り方等について、開かれた政策検討に関し、部長から、幅広い意見の反映に努め、政策を立案する旨の答弁がありました。実効性に疑義があります。

今次補正予算や次年度当初予算を見ても、子育て世帯以外の消費者向け物価高騰支援など、我が会派の要望に全く応えていないものや、パートナーシップ制度導入の検討すら拒否することなど、応じることができないとする明快な理由説明もありません。

知事は、道政執行方針で、現場の声を聞き、思いを受け止めながら、一つ一つ真摯に向き合い、取組を重ねてまいると述べています。現場主義を信条とし、民主的な道政運営を望むのであれば、何事にも検討姿勢と説明責任を果たすことが大切と考えますが、改めて所見をお伺いします。

次に、財政調整基金についてですが、財政調整基金には、年度によって生じる財源の不均衡を調整する役割があります。

しかし、目的外使用の算段や懸念が見え隠れするのであれば、予算審議自体も崩壊してしまいます。部長から答弁いただき、財政当局としては適切に活用するというものでありますが、知事自身が、今後、財政規律に反するような財政調整基金の活用をしない旨を明言すべきと考えます。改めて、知事の所見をお伺いします。

次に、観光振興税について再質問いたします。

道に財政計画があるように、観光振興税の総体収入や関連事業費の見込み、特定基金の積立て、活用などをまとめた目的税の財政運用計画がなければ、税収推移や対象事業費の検証すらできないものと考えますが、所見をお伺いします。

また、道央や道南など観光客が多い地域へ事業配分が偏る懸念があり、観光振興の波及効果が薄い地域に対して、本事業によってどのようなメリットや恩恵があるのか、併せてお伺いします。

さらに、非課税事項についても、修学旅行等だけでなく、例えば、通信学校の入学式や親が遠隔地にいる場合など配慮すべき条件もあり、特に大規模災害時に善意で各国から救命・復興支援で来訪された方々に、観光税を課すのはいかがかと思えます。

もっと大きな視点で検討すべきと考えますが、所見をお伺いします。

次に、経済戦略に関し、物価高騰対策について再質問いたします。

企業の業績が回復し、物やサービスの提供が活発になっても、消費動向が大きく伸びなければ、在庫が余り、貨幣循環せず、地域から企業や百貨店などが撤退する結果となってしまいます。

円安と株高が続き、国内では、物価高騰の下、実質GDPの過半を占める個人消費が3四半期連続のマイナスで低迷したままの状態です。

以前には、経済循環のために、地域振興券やプレミアム付商品券など、消費喚起に取り組んだ

経緯もあります。

中間所得者や年金生活者などの暮らしを支えるためにも、物価や電気・燃油料金が高止まりする中、地方にも及ぶ消費戦略をどのように描き、これまでの消費喚起策の効果や実効性などをどのように検証、分析しているのか、知事の所見をお伺いします。

次に、エネルギー政策に関し、風力発電建設に係る影響と対策等について再質問いたします。

繰り返しになりますが、風力発電建設地域の居住者にしてみれば、土砂流出や景観、低周波など、生活環境が変わるほどの影響がある反面、そこまでの犠牲を払いつつも、設置会社の売電利益以外に、目に見える恩恵が感じられないとの苦渋の声も多いのが実態であります。

再エネの導入に伴う地域還元について、地元企業や生活者が有益と感じられるメリットは何か、改めてお伺いします。

次に、道営住宅の管理等に関し、パートナーシップ制度に係る居住要件について再質問いたします。

先ほど、道営住宅の入居要件は、市町が、所管する公営住宅への入居判断に従う仕組みであるとの答弁がありました。

しかし、生活困窮者など住宅確保要配慮者において、同性カップルだから認めないとかではなく、道内どここの道営住宅であろうが、一般の方と同様に、分け隔てなく、生活に困っていれば入居させることが道理ではないでしょうか。

市町村との会議等の場を通じて、性的マイノリティーの方も、生活困窮者であれば全道同一基準で公平に入居できるよう、市町村に働きかけることはできないのか、改めて知事の所見をお伺いします。

次に、地域公共交通対策について、鉄道の存続には、道や関係自治体、JR北海道などが連携した取組が重要であることは、さきに申し述べたとおりですが、今年元旦の道新朝刊に、JR北海道が、2026年4月をめどに、約17億円をかけて、道内で使用のキハ143形を改造し、仮称「赤い星」「青い星」という豪華観光列車を本格運行させる方針を固めたとの記事が掲載されました。

しかし、地元関係者など、事前に知らされておらず、困惑が広がり、誤報との説もあります。

真偽が不明なため、質問として取り扱いませんけれども、特に黄色線区維持のためには、道、JR北海道、関係自治体並びに沿線ネットワークなど関係者全員が情報共有と意思疎通を図り、一体となって鉄道の利用促進に努めていくことが重要であります。

道としても、今後の支援に影響する情報の真偽の確認に走るなど、的確な対応に努められるよう強く指摘いたします。

以上、答弁いかんによっては再々質問を留保し、再質問を終了いたします。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）鈴木一磨議員の再質問にお答えいたします。

最初に、政策形成についてであります。道としては、限られた財源の中で、効果的、効率的な政策を展開していくため、これまでも、市町村をはじめとした幅広い関係者の皆様の声をお伺いし、地域の実情を政策に反映するよう努めてきたところでございます。

今後とも、道政が直面する様々な地域課題を十分に踏まえ、私が先頭に立ち、地域づくりの拠点である振興局をはじめ、道庁全体で現場主義を徹底し、政策の目的やその背景にある考え方などについて、丁寧に御説明しながら、意見交換を行うなど、実効性のある政策の検討を行ってまいります。

次に、財政調整基金についてであります。基金の活用にあたっては、来年度以降も多額の収支不足額が生じる厳しい財政状況にありますことから、当初予算編成における収支不足の解消、さらには、予期しない歳出の増加や政策推進に必要な経費といった年度内の追加財政需要などへの財源として、引き続き、適切に対応してまいります。

次に、観光振興に関する新税の使途などについてであります。新税の運用にあたっては、目的や使途に応じた施策を計画的に実施していくことが重要であり、その手法等については、今後、検討を行ってまいります。

また、広域行政を担う道といたしましては、全道的な観点から、具体的な使途の方向性として、振興局単位の課題解決や、先駆的、モデル的な観光地づくりに向けた地域の取組に支援することなどを懇談会議論のまとめ案としてお示したところであり、今後、地域説明会などを通じ、丁寧に説明してまいります。

非課税事項につきましては、懇談会での御議論も踏まえつつ、市町村等とも十分な調整を図りながら、引き続き、検討を進めてまいります。

次に、物価高への対応についてであります。コロナ禍や物価高騰により道内消費は落ち込んだことから、道では、市町村のプレミアム付商品券発行に対する支援や、道内旅行商品の割引、子育て世帯への商品券の支給などにより消費の喚起に取り組んできたところであり、こうした取組により、道民の皆様の暮らしへの一定の影響緩和につながってきたと考えております。

道としては、今後とも、専門家派遣による経営支援や、適正な価格転嫁に向けた取組などを通じ、地域経済を支える中小・小規模事業者の経営基盤の強化や賃上げの促進に取り組み、道民所得の向上と、地域における消費拡大につなげてまいります。

次に、風力など再生可能エネルギーの導入についてであります。道としては、風力発電などの関連産業への道内企業の参入促進と人材育成に取り組むとともに、地域における再エネ電力を活用するエネルギーの地産地消の取組を支援し、地域の脱炭素化はもとより、地域経済の好循環が図られるよう努めてまいります。

最後に、道営住宅への入居についてであります。道では、多様化するニーズへの対応や地域が抱える課題解決に向けて、同性カップルなどの入居を認める制度改正を行ったところであります。この制度は、市町が、所管する公営住宅への入居を認める住宅確保要配慮者について、道営住宅への入居を要請できる仕組みとしているところでございます。

道としては、今後とも、市町村に対して、こうした制度の趣旨について周知を図るとともに、定期的に、市町における入居者資格の拡大に向けた意向や検討状況等を確認してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 鈴木一磨君。

○32番鈴木一磨君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、指摘を交えて、再々質問いたします。

まず、観光振興税について、道が導入予定とする観光振興税の検討経過や内容がよく分からないとの道民の声が多いことから、透明性や納得性に裏打ちされ、多角的に検証された観光振興税の構築となるよう、さらに努められることを指摘いたします。

次に、エネルギー政策について、風力発電建設に関し、再々質問いたします。

過去、国が太陽光利用・導入促進を掲げ、企業が競うように大型ソーラーパネルを各所に設置した時期があり、今では、事業撤退によるパネルの残置や放置が社会問題となっています。

一方、風力発電の新しい形として、風車のないマグナス式風力発電設備が、台風の影響を受けない利点を生かし、沖縄県石垣島やフィリピンで既に稼働しております。

日々、技術革新が進み、水素や地熱など再エネ導入の選択肢も増える中、自然景観を壊してまで、本当に大規模な風車の建設を推進し続けることが最良の選択なのか、懸念もあります。設置地域のことを思うと、それを超えるだけの地域的メリットが必要であると思います。

さきの答弁では、思い悩む住民の理解は得られません。風力発電建設による地域の企業や住民の有益性について、より具体的にお伺いします。

次に、道営住宅における入居要件について、私は、住民票など身分を確認できる生活困窮者であれば、基本的に誰でも入居させて、生命と財産を守ってあげることが公営住宅の役割だと思っています。同性カップルであろうが、事実婚であろうが、里親、養子縁組であろうが、行政は小さな幸せを壊す整理はすべきではないと考えます。

性的マイノリティーの方々のみならず、誰もが安心して暮らし続けられる北海道となるように、環境整備を図るよう強く指摘します。

以上で私からの再々質問を終了いたします。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）鈴木一磨議員の再々質問にお答えをいたします。

風力など再生可能エネルギーの導入についてであります。道としては、引き続き、事業者に対し、環境や景観への十分な配慮を求めるとともに、関連産業への道内企業の参入促進や人材育成に取り組むほか、再エネの地産地消に取り組むなど、地域の脱炭素化はもとより、地域経済の好循環が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 鈴木一磨君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

【令和6年（2024年）3月5日（火曜日） 第6号】

3月6日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時17分散会